

平成25年6月第2回八街市議会定例会会議録（第3号）

.....
1. 開議 平成25年6月6日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 長谷川 健 介
2番 鈴木 広 美
3番 服 部 雅 恵
4番 小 菅 耕 二
5番 小 山 栄 治
6番 木 村 利 晴
7番 石 井 孝 昭
8番 桜 田 秀 雄
9番 林 修 三
10番 山 口 孝 弘
11番 湯 淺 祐 徳
12番 川 上 雄 次
13番 古 場 正 春
14番 林 政 男
15番 新 宅 雅 子
16番 鯨 井 眞佐子
17番 加 藤 弘
18番 京 増 藤 江
19番 右 山 正 美
20番 丸 山 わき子
21番 小 高 良 則
22番 中 田 眞 司

.....
1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 小 澤 誠 一
教	育	長 川 島 澄 男
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多久美

市民部参事(事) 国保年金課長	小 出 聰 一
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	麻 生 和 敏
選挙管理委員会事務局長	石 毛 勝
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	金 崎 正 人
学校給食センター所長	加 瀬 芳 之
総務部参事(事) 総務課長	石 毛 勝
社 会 福 祉 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事) 農政課長	加 瀬 芳 之
建設部参事(事) 道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第3号)

平成25年6月6日(木) 午前10時開議

日程第1 一般質問

議長（中田眞司君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または、騒ぎ立てることは禁止されております。あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、日本共産党、右山正美議員の個人質問を許します。

○右山正美君

おはようございます。日本共産党の右山正美です。私は、環境問題について、そして、高齢者が健康で安心して暮らせる街について質問をしたいと思いますので、また、中には提案もごさいます。ぜひ積極的な答弁をよろしくお願い申し上げます。

1点目の環境問題についてであります。

地下水汚染対策について伺いをいたします。

八街市は、これまで産業廃棄物の埋め立てや不法投棄などが続き、地下水が汚染されるのではと、市民の不安があります。また、長年の農業の施肥の影響もあり、それらが地下水にまで浸透していくという、市の環境白書でも明らかにしているわけであります。市内全域に汚染が広がりを見せている現実を見れば、市全体の問題として取り上げ、計画的に問題を解決していくということが強く求められています。

そこで、1点目に、汚染地域の対策と浄水器の補助引き上げについて伺いますが、今回、県の調査で四木のコミュニティセンターを中心とした200メートルの範囲の地下水調査の結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準の10に対して19と、はるかに超えた世帯がありました。一般細菌・大腸菌など、このような箇所は市内あちこちに見受けられますが、そういう地域ではどういう指導をしているのか、まず伺うものであります。

また、検査について伺いますが、地下水について不安な方は大変多いと思います。検査をして異常が検出されたら、周辺の地域も検査を実施すべきと思いますが、どうか。

また、平成24年度で県の調査は打ち切りになりました。確実に地下水汚染は進むと同時に、広がりも見せています。過去に産業廃棄物銀座と言われた八街市が地下水環境に積極的に力を入れて取り組むのはもちろんのこと、県が平成25年度から関与をしないのなら、市の検査箇所を増やして強化すべきであり、住民任せにすべきではありません。

次に、浄水器について伺いますが、平成25年度予算措置は25万円、3分の1の補助で5件分しかございません。八街市以外の一部を除けば2分の1の補助、千葉市は90パーセントの補助で、所得によっては全額補助であります。浄水器への助成率と近隣市並みの補助率を求めますが、どうか、答弁を求めるものであります。

次に、水道の布設について伺います。地下水の汚染と同時に、水道水の導入の要望は大変高く、住民の方は期待をされているわけであります。環境破壊が進む中で計画的に水道の布設を進めるべきと思いますが、どうか、答弁を求めるものであります。

次に、大きな2点目として、高齢者が健康で安心して暮らせる街に。

1つ目は、軽運動できる整備を望むものであります。「八街市高齢者福祉計画」では、高齢化社会が進んでいく中で、全ての高齢者が住み慣れた地域で人間としての尊厳が尊重され、自立した豊かな生活を安心して送れる社会の実現が求められています。そのためには、高齢期においても、市民が地域の中で自立して、生き生きとさまざまな分野で活動していけるよう、地域全体で支援していくとともに、要介護状態になっても、自分らしく生きがいを持って生活できる環境をつくっていくことが重要である。そして、「健康と思いやりにあふれる街」を基本理念として、市民との協力を求めて、これを実現して図っていくとしております。

まさしく、健康で日々暮らしたいと思うのは高齢者だけではなく、市民の願いでもあります。健康づくり、体力づくりの観点から、ぜひ軽運動ができる整備を進めていただきたいと思いますが、1点目は、高齢者が軽く運動できる鉄棒などの器具を公園に設置できないかどうか。

2点目は、高齢者が無理なく散策できるコースを選んで、駐車場を整備・確保し、いつでも気軽に利用できるようにしたら、健康増進にもつながると思いますが、どうか、伺うものであります。

2点目は、高齢者世帯の支援を求めたいと思います。

高齢者を取り巻く環境は年々厳しいものがあり、その相談内容も複雑多岐にわたっております。生活の問題、体力の問題、伴侶との死別後の事務処理など、こうした不安や負担などを解消することによって、安心して暮らしていけるということであります。そういった、手助けをする総合的な窓口の開設を強く望みますが、どうか、伺うものであります。

最後に、成年後見人についてであります。

成年後見人制度は、認知症や知的障害、精神障害により判断能力が十分でない方の権利を守る制度として、平成12年に導入されました。今後、高齢化の進展などで、ますますその役割への期待は高まっております。判断能力が低下した方がその人らしく生きるために不可欠の制度であり、その人らしく生きる権利を実現すべき責任は、国や自治体に大きな責任もあります。成年後見人制度を導入して、高齢者のサポート体制の確立を伺いますが、どうか、答弁を求めるものであります。

以上であります。

市長（北村新司君）

個人質問7、日本共産党、右山正美議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1、環境問題について答弁いたします。

(1) ですが、市では、地下水の水質を把握するため、市の南北65カ所ずつの井戸を隔年で調査しております。平成24年度は北部22カ所、平成23年度は南部21カ所の井

戸で、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が水道法の水質基準値を超えて検出されました。硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の検出については、八街市のような畑作地帯に多く見られる傾向にあり、畑で使用されている肥料に含まれている窒素化合物が主な原因と考えられています。

対策としましては、保健所による飲用指導や、農業部門におきましては、緑肥種子購入に対する助成、環境保全型農業直接支援対策等を実施し、農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を支援しているところでございます。

また、浄水器の補助につきましては、購入費及び設置費の3分の1で、上限は5万円であります。市といたしましては、浄水器の設置費の助成を継続し、飲用水の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、引き上げにつきましては、現在のところ、考えておりません。

次に、①ですが、当市の水道事業は、浄水を市民に供給することを目的とし市内全域を給水区域としており、現在の普及率は、54.4パーセントとなっております。

本来、上水道未整備地域を解消すべく拡張事業を計画的に進めるべきところでございますが、財政状況が非常に逼迫していることから、平成22年度から拡張事業を休止しております。

現在は、経営の健全化を図るための有収率の向上、また、水道水の安定供給を図るため、石綿管などの老朽化した供給施設の更新・耐震対策等の工事を重点的に実施しているところでございます。

上水道未整備地域の主な地域は南部地域であります。本地域への水道水の供給となりますと、新たな配水場の建設、配水管の埋設工事などの整備に多額の費用や相当な年数を要するものと考えております。したがって、今後ともより一層の経営改善などに努め、拡張事業の再開が実現するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2、高齢者が安心して暮らせる街について答弁いたします。

(1) ①ですが、八街市の都市公園につきましては、街区公園11カ所、近隣公園2カ所あり、また、宅地造成地内には約120カ所の公園が設置されております。現在のところ、軽運動のできる健康遊具を設置している公園はございませんが、既存の遊具につきましては、定期点検、ベンチの修繕等、適正な維持管理に努めているところでございます。

ご指摘の軽運動のできる公園の器具整備につきましては、全国の自治体でも、背伸ばしや関節ほぐし、筋肉運動まで種類もさまざまであり、高齢者の体力維持を狙った健康器具が各地で増えていると聞いております。

本市といたしましては、財政状況が大変厳しいことから、現在、整備を行うことは困難な状況であると考えております。しかしながら、健康器具の利用は、医療・介護費用が膨らむ高齢者に少しでも長く健康を維持してもらい、要介護状態に陥るのを防ぐ狙いもあることから、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

次に、②ですが、今後新たに散策コースと駐車場を一体的に整備するとなりますと、土地

所有者、地域の方々のご理解やご協力が必要となるとともに、用地の取得や整備に多くの時間や費用が必要となり、現在の市の財政状況を考えますと、大変厳しいと考えております。

現在、八街市においては、けやきの森公園や中央公園の園路等を使用し、市民がウォーキングを兼ね散策コースとして利用をされております。また、文違地区の大池調整池につきましては、下流池の外周を地域の方々の散歩コースとして利用いただいているところでございます。市といたしましては、これらの既存の施設を利用いただき、今後、公園等の整備を計画する際には、周囲の環境や交通の安全性の確保、市民の健康づくり等の観点から、散策コースの設置について検討してまいりたいと考えております。

次に（２）①ですが、本市の高齢化率も、平成２５年３月末には２１．６パーセントとなり、１５歳未満の人口を１００とした場合、６５歳以上の人口は１８２と、少子高齢化が日々進んでおります。

こうした中、本市では、高齢者のみの世帯を対象として、緊急通報装置の設置や、配食サービスの提供による安否確認等を行い、在宅生活を支援しているところでございます。このほかに、高齢者総合相談窓口として地域包括支援センターを開設し、介護保険サービスや福祉サービス、介護予防等の相談・支援等を行っております。また、平成２５年４月からは、死亡後に必要になる可能性の高い手続を一覧にした表を死亡届出時に市民にお渡しするようにしたほか、行政組織の見直しも行い、高齢者福祉と介護保険を担う部署を統合して高齢者福祉課としたところでございます。今後も、支援の必要な高齢者が必要な支援につながるよう、地域包括支援センターを中心に、大変日頃お世話になっております民生委員の方々、介護保険事業者、社会福祉協議会等と連携を図りながら、支援の充実に努めてまいります。

次に（３）①ですが、平成１２年４月、民法の改正により、従来の禁治産・準禁治産制度にかわって成年後見制度が始まりました。この制度は、高齢化社会への対応や障害者福祉充実の観点から、判断能力の不十分な方々が社会生活で不利益にならないよう、預貯金や不動産の財産管理、介護サービスや施設への入退所等の契約、生活や健康への配慮を、本人にかわり法的に権限を与えられた後見人等が、代理、同意、取り消しを行うことで権利を擁護する仕組みになっております。

また、判断能力があるうちにあらかじめ将来の後見人を自ら決めておく任意後見制度も同時に始まりました。老人福祉法では、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、市長が後見人選任の審判を請求できることになっており、平成２０年度から平成２４年度までの５年間に９件の審判請求を行いました。

裁判所に選任される後見人は、約半数が対象者の親族、約半数が弁護士や司法書士、社会福祉士等の第三者であると聞いております。本市では後見人になった親族等の直接の支援は行っておりませんが、地域包括支援センターにおいて、提出書類の見本等を提供しながら、手続について説明するなど、高齢者の親族が家庭裁判所まで出向かなくとも概要がわかるように対応しておるところでございます。また、平成２５年４月から、市社会福祉協議会では、後見人がつくほどではない高齢者や障害者を対象に財産管理サービス等を行う日常生活自立

支援事業を実施しております。

今後も、判断能力の低下により高齢者が不利益をこうむることのないよう、民生委員や社会福祉協議会、介護サービス事業所等と連携を図りながら、高齢者の権利擁護に取り組んでまいります。

○右山正美君

それでは、環境問題から再質問したいと思います。汚染対策についてこういうことがあります。例えば、その前列を、名前を言って申し訳ないですけれども、浅羽さんの家、それから、中村さんの家、その隣、隣、加藤さん、長谷川さんとか、その5軒のうちで1軒だけ、硝酸窒素・亜硝酸窒素が出て、俺のところは浄水器を入れなきゃいけないんだよなんて言って、ほかの家、黙っていいんですかね。例えば、汚染が隣同士5人の家と一緒にいたら、1軒だけそういう汚染をされた。調査はしないで、たまたま調査して1軒だけそういった出た場合には、周り近所も汚染されているということは、これは考えられますよね。だから、そういったときに、やっぱり、周り周辺も検査をする必要があると思うんですよ。

今回の四木の例は、県が調査に入って、6軒調べて、4軒がそういう硝酸窒素・亜硝酸窒素が出たということで、やっぱり浄水器を付けなければだめですよという、そういう指導があったわけですけど、その200メートルの範囲の中にはいっぱいまだあるんですよ。また、それに絡む近くの人たちもいるわけですから。だから、そういうところだったら、全体的にもっと広くこの調査をする必要があるんじゃないかなというふうに思いますけど、担当課は、その辺についてはどのように思いますか。

○経済環境部長（中村治幸君）

地下水の調査につきましては、当初、市では、産業廃棄物の不法投棄等がありまして、これによる影響が将来的にどういうふうな形で出るおそれがあるのかということで、この推移を見るために、南北65カ所ずつを選定しまして、これを毎年隔年で実施しておったわけですが、最近、この亜硝酸態窒素や硝酸態窒素の検出される井戸が、65本のうちの約3分の1、20本近くの井戸から検出されるというような結果が、ここ数年続いております。

これにつきましては、先ほど市長の答弁にもありましたように、これは農業地帯であるところによく見られる傾向であるということから、これにつきましては、検出された井戸の半径200メートルに限らず、八街の井戸であれば出る可能性が非常に高いというようなことは考えております。

これにつきましては、私どもの方でも、先ほど、議員さんの方から、この検査本数を増やしたりとかというようなことのお話がありましたが、市とすれば、これはやはり財政的な問題もありますし、個人にすれば全ての井戸を最終的に検査してほしいというようなご要望になるかと思っておりますので、この辺については非常に難しいところもありますので、市といたしましては、将来的にこの検査に対する助成というようなものも検討しなければいけないというふうには考えております。

右山正美君

八街市の環境白書、これを出しているんですけど、そういう中でも亜硝酸とか硝酸窒素が出てきていますよということは、もう確実に書面化されていて、もう出ているんですよ。ですから、そういうことであれば、ちゃんとした調査もしなきゃいけませんし、私の手元にも持っていますが、これは一般細菌が出たとか、あるいはまた、硝酸窒素・亜硝酸窒素が環境基準が10だったら14とか15とか、ひどいところは19というふうに周辺に出ているわけですから、やはり、出ていたら、その周辺も全体的に網羅して検査をして、そして調査するのがこれは当たり前であって、1軒だけ出たからといって、その1軒だけに浄水器を入れるということでは、これはしようがないと思います。全体的にそれは汚れている可能性があるからというふうに考えなきゃだめですし、調査もしなきゃいけないと、そういう具合に思いますので、そういった地域があれば、そういった対応をぜひしてほしいと思います。

今、先ほど答弁があったとおり、1年交代で南の地域、北の地域というふうに120カ所を交代でやっているわけですから、その部分の予算をとってやってもいいわけですから、ぜひその辺のところは配慮してやっていただきたいというふうに思います。

それから、市長の答弁では、浄水器の補助は、今、現実問題、予算も5件分しかなくて25万円ですね。5万円、上限がね。5件分しかないんですよ。明らかに、環境白書では、だんだん地下水汚染もされてきていると言いながら、そういった予算も付けていかない。こういう状況ではどうしようもないと思いますよ。現実的にそういうふうに方向性としてはあるわけですから。それで、補助率が3分の1ですよ。ほかの市を言っっては申し訳ないんですけど、富里と八街市だけ3分の1、千葉市は先ほど言いましたとおり90パーセント補助、ほかのところは半分の2分の1補助と、近隣の市町村はそういう状況になっているんです。

やっぱり、環境に優しい、白書の中でもうたっているとおり、住民に安心して飲める地下水ということをやろうには、そういったところをちゃんとしっかりやっていくと同時に、もし汚染されたら、浄水器もしっかりと助成していくということは、私は一番大事じゃないかなというふうに思いますけど、市長答弁では考えていないというふうに出されたわけですけどね。ちょっと市長に伺いますけれど、やっぱり、浄水器の問題、環境の問題、これからさまざま今議会でも出てきているんですけど、敏感になって、住民が安心して暮らしていける、安心して地下水を飲むという状況を保っていかなきゃならないわけですから、この汚染されていたら浄水器を、補助率も高めていくということも今後考えていかなきゃいけないと思いますけど、その辺についてはどうでしょうか。再度伺います。

○市長（北村新司君）

引き上げにつきましては現在のところ考えておりませんが、浄水器の設置要望の日頃のその注文数に応じての今回の予算措置だというふうに考えておりますけれども、今後、要望が多々ある場合には、補正等々で考えなければならないというふうに考えています。

右山正美君

今、上限が5万円、3分の1の補助。私は大した金額じゃないと思うんですよ。全体的にそういう流れになってきているということを考えていけば、特にそういったことも含めて考

えていく必要があるのかなというふうに思います。

と同時に、もしそういう助成とかそういうのは、じゃあ、そのままだったら、仮に、先ほど水道の問題を私は提案しましたが、滝台、山田台、四木を含めて、南部の方は水道は、そういうところは欲しいんですよ、市民の皆さんは。望んでいるんですよ。それこそ現実的に安心して。命の大もとである水が汚染された本当に水道だということになるわけですから。そういう点で、担当課に聞くのは酷かもしれませんが、八街市の計画というのは、北部もそうでしょうけど、南部の地域全体計画というのはどうなっているのか、その辺についてはわかりますか。

水道課長（金崎正人君）

八街の場合、全戸が供給区域という形で、これは給水人口としましては4万4千人ということで、第4期の拡張ということで計画が設定されております。ただし、ここ近年の、市長答弁の方にもありましたように、経営状況等を勘案していきますと、なかなか、今市民が望まれているような安定した水の供給というような観点から非常に難しいということで、南部地区に対しての拡張につきましては、答弁にありましたように、平成22年度から拡張につきましては休止という状況にあります。

これは、現在の利用者の方々に対して安定的な供給をまず第一に考えることが必要だという観点から、拡張営業については停止ということになっております。ただし、この拡張を考えるとすれば、平成8年当時にある程度の計画を考えた中では、配水場というものが当然必要になってくると。その中では、配水場をその当時のある程度の概算で考えていきますと、約15、6億円かかるだろうと。それと、また、配水管整備につきましても50億円程度はかかるというようなことで、なかなか厳しい状況にあるということでございます。

右山正美君

私も平成7年から議員になっていきますけれど、その当時、水道委員になったときに、八街全体で、水道を敷くとどのくらいかかりますかといったときに、平成7、8年当時、70年かかりますと言われたんですよ。全体に敷くとね。でも、その70年も、結局は、今では計画は全く頓挫してできないという状況で、新しい新規事業は平成22年度からストップされていますということですね。

これは全部続いていくんですよ。地下水の問題から含めて、大もとが地下水であるということは、それが汚染されてしまったら、本当に飲み水がなくなってしまう。これはもっと市民の負担で水を買ったりとか、いろいろ浄水器を付けたりしなきゃいけないんですよ。

地域全体的に八街市は都市計画税も、都市計画のないときに都市計画税なんかも一時期はとっていたんですよ。そういう面ではね。ですから、私はそういったこともありますけど、やっぱり全体的にこの計画が、お金がかかるからということであれば、じゃあ環境課としては、浄水器の補助をしてあげるとか、そういった形で住民の命を守っていくというふうに、変化をしていかないと、変化を。その場あたりの、私は、予算編成ではだめだと思うんですよ。要するに計画、ちゃんとこういった総合計画2005というのがあって、これは30年

まで、20年間の総合計画に載っているわけですよ。どこまで引き上げていくんだという、環境問題を含めて書いてあるんですから、ここに。そういう面では、もっともっと将来展望を含めて、環境の問題も含めて、そういうために、じゃあどういふふうに市民にサービスをしていく、福祉を増進していく、そういうことを考えていく必要があると思います。

私は再度伺いますけれど、1軒の家が出たら、その周りに10軒、20軒あったら、全てのところを水の検査を、私は、ぜひして、共通の気持ち、願いを持ってほしいと思うんですけれど、そういう点で再度経済環境部長、1軒だけじゃなくて、周りも検証していくんだと、そういう方針を出してほしいんですけれど、それについてはどうでしょうか。

経済環境部長（中村治幸君）

私の方はこれまで、先ほどもご答弁させていただきましたが、例えば浄水器の補助の引き上げにつきましては、これは3分の1ということ、今、浄水器が以前より価格も若干下がってきたということで、大体12、3万円で浄水器の、この亜硝酸態窒素等の取り除ける浄水器が入るということで、大体3分の1の助成ということで、私の方はこれを維持させていただきたいと。

それから、ほかの調査ということにつきましても、これは先ほども申し上げました、かなり広範囲の話になってきます。ですから、私どもとすれば、この検査費用の助成という方法で検討をさせていただきたい。

それから、この浄水器の5基につきましても、私どもが当初予算で5基の予算化をさせていただいておるわけですが、これにつきましては、ここ数年の購入基数、申込者が一番多いときで5基ということで、5基の当初予算をさせていただきました。これは、希望者が多くなれば、当然補正予算をさせていただきまして、皆さんに対応できるようにという形では考えたいと思います。

右山正美君

要望が多ければ増やしたいという、そういった答弁ですけれども、それはよくなることはありませんよね。はっきり言って。そういう数で出てくるというのはもう間違いのない事実ですから、私は、そういったところにも予算をしっかりととっていく必要があるだろうと。

ちょっと答弁になかったと思いますけれど、平成24年度までは県の調査がつかました。平成25年度からなくなったんですよね。そのカバーとして、八街市はどのように考えられているのか。県の調査をカバーする体制を強めていく必要があると思うんですけれど、その辺についてはどうなんでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

この県の検査につきましても、地区を選定しまして、年間に2本の井戸を検査するというところでございますので、この検査がなくなったからといって、私どもの方、この65カ所を2本増やすという形のこと、現在のところは考えておりません。

といいますのは、これは65本をやって、地下水の変化を確認するという形で現在行っておるわけですが、県の井戸の検査が実施されなくなったということであっても、この現在の

65本についてはそのままやらせていただきたいというふうに考えたい。

右山正美君

ぜひ、納得のいく答弁じゃないんですけど、やっぱり環境汚染ということはもっともっと敏感になって、これを。助成金だってわずかな金額ですからね、そういう点ではもっと市民の立場に立って助成金引き上げとか浄水器の補助金の引き上げなど、これはもう積極的に考えていつていただきたいと。

とにかく水の供給源の大もとですから、源ですから、それが汚染されたら、だって困っちゃうでしょう、水がなかったら。これを、市民にスーパーまで1リットル100円とか200円で買えというんですか、これ。それは行政の責任というものがあるわけですから、その辺はしっかりと踏まえて対策を講じていただきたいと、こういう具合に申し上げておきます。

次に、高齢者対策で、私は何としても軽運動ができる器具の問題、あるいは散策コース駐車場の整備という問題については、ただ高齢者が運動できるという意味だけではなくて、予防医療の観点からも、これは必要であるというふうに思っているんですけど。駐車場の整備とかあまり、用地取得とか難しいことを考えなくても、地域で協力体制、協力していただく方、こういった方々を積極的に求めていく必要があると思います。そういう面ではね。そういうものが、これは私だけが言っているんじゃないやありませんよ。こういうコースはみんなほかの人たちも、やりなさいよと言っている人が前にもありましたから。やっぱり、どういうことで、ただただ散策コースだけでということじゃなくて、予防医療の観点からも必要だよということなんですよ。コースがちゃんと定まれば、ここに駐車して、10キロコース、2キロコース、散策をして、そしてまた、運動したら車で帰るとか、そういったコースを決めてやれば、それでできるわけですから。だから、スポーツプラザもそういう点では大いに活用して、そしてあそこのコースを歩いてもらうような、そういった誘導といいますか、そういったものをしていただきたいんですよ。そうすれば、いろんなところにつながっていくと思います。

時間があと1分ですけど、最後に聞きますけれど、高齢者世帯の支援の問題でありますけれども、窓口が開設されて、いろいろな状況でありますけれど、これは件数として今、状況的にはどういう状況なのか。相談はいろいろさまざまあると思いますけれど、何件ぐらいあるのか、それについてはどうですか。担当課でいいよ。

高齢者福祉課長（宮崎 充君）

相談内容といたしましては、全体で、昨年度でございますが、196件ございまして、その内、訪問対応したのが22件、それと福祉介護サービス関係が110件、体調・健康管理が13件、生活全般が51件、虐待が6件、成年後見が8件、その他といたしまして8件でございます。また、協力館2カ所ということで、コートエミナース、風の村がございまして、そこでの相談件数が13件というような相談件数で、内容でございます。

○議長（中田眞司君）

以上で日本共産党、右山正美議員の個人質問を終了します。

次に、古場正春議員の個人質問を許します。

古場正春君

こんにちは。古場正春でございます。傍聴席の皆さん、市政にご協力いただき本当にありがとうございます。皆様方の力で八街も本当に活性化されております。

それでは、砂ぼこりについて、平成15年から質問をさせていただいておりますけれど、今回も砂ぼこりについて、また再度質問させていただきます。

春先に風が吹くと、砂ぼこり公害のため、畑等の土が住宅の庭から部屋の中まで入り込んで、また、U字溝に詰まっているのが現状です。八街市では、砂ぼこり対策を行っているために、一部の農家の方は本当に喜んでおられます。燕麦をまくと雨が降っても土が流れない。風が吹いても砂ぼこりがしない。また、近隣住民の方にも迷惑をかけずに、また、その燕麦が堆肥になり、ヒバリも巣作りをして自然がよみがえると皆さん喜んで、農家の方は喜んでおられます。

そこで、質問事項1、砂ぼこりについてお伺いいたします。

要旨1、八街市の砂ぼこり公害は人災ではないのか、お伺いいたします。

要旨2、3月13日の砂ぼこりの吹き溜まり及び撤去箇所は何カ所あったのか、お伺いいたします。

要旨3、砂ぼこりの撤去費用と、撤去に関わった職員の延べ人数、または、土の量は何立方メートルか、お伺いいたします。

要旨4、平成24年度の砂ぼこり対策として、ライ麦・燕麦・小麦の3種類の種子の配布はどのくらいあったのか、お伺いいたします。

要旨5、連合会長、また、農家の皆さんに、空き畑に種子をまいていただくようお願いしているか、お伺いいたします。

要旨6、ドクターヘリの離発着するグラウンドに、砂ぼこり防止のために芝生化はできないのか、お伺いいたします。

質問事項2、酒々井IC開通とアウトレットモール開業について、お伺いいたします。

要旨1、アウトレットモールが完成し、本市の商業の影響はいかがか、お伺いいたします。これも昨年6月に、アウトレットモールに来たお客さん、集客したお客さんを八街に呼ぶ方法はないかと質問したことでございますけど。

要旨2、酒々井IC開通とアウトレットモール開業の、本市の交通渋滞の状況はいかがか、お伺いいたします。

質問事項3、八街ロードレースについてお伺いいたします。

要旨1、ロードレースの大会、過去10年間の参加人数の推移はいかがか、お伺いいたします。

以上3項目についてご質問いたしますので、よろしくお伺いいたします。

市長（北村新司君）

個人質問8、古場正春議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1、砂ぼこりについて答弁いたします。

(1) ですが、本年3月から4月にかけて発生した強風に伴う砂ぼこりですが、例年と比較しましても、異常なほど猛烈な強風であったことから、本市だけではなく、近隣市町または、県外においても各種報道機関により砂ぼこりの報道がされたところで、気象状況によるところが大きいものと考えております。

砂ぼこりの対策につきましては、これまでも防風を目的とした樹木の配布を行っているほか、農地の所有者も各自で、生け垣や暴風ネットの設置及び緑肥の有効活用などさまざまな対策を講じております。

さらに、平成15年度から行っております環境保全型土づくり対策事業として、緑肥の種子を配布する事業も、多くの方にご協力をいただいているところでございます。今後もさらに、この事業を拡充し、農家の方のみならず、農地の所有者の方々にも緑肥の種子を配布し、有効活用していただき、砂ぼこり対策を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)(3)につきましては、関連しておりますので一括して答弁いたします。

3月13日の強風による土砂等の堆積につきましては、市内86カ所、内2カ所は県道であるために印旛土木事務所に依頼し、84カ所の土砂撤去を、発生日翌日より7日間行いました。撤去作業に関わった職員は延べ人数で99人であり、撤去した土砂につきましては、約500立方メートルでございました。今回の土砂撤去に関わった経費でございますが、重機等のリース代として、約25万円でございました。

次に、(4)(5)につきましては、関連しておりますので一括して答弁いたします。

平成24年度の緑肥用種子の配布実績につきましては、ライ麦159人、作付面積約106ヘクタール、燕麦204人、作付面積約139ヘクタール、小麦151人、作付面積約90ヘクタール、合計514人、作付面積約335ヘクタールとなっており、昨年度とほぼ同数となっております。また、本年度におきましては、3種類の種子に加えヘアリーベッチや菜の花といった、景観にも配慮した、緑肥作物につきましても対象とできるよう準備を進めております。

種子配布の希望調査につきましては、例年、農家組合連合会を通じてご案内させていただいておりますが、本年度につきましては、農地基本台帳をもとに、市内に農地を所有している方々全てに直接、種子配布のご案内を実施したところでございます。

今後におきましても、より多くの方にご協力をお願いし、農地の地力増進とあわせ砂ぼこり対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、質問事項2、酒々井インターチェンジ開通とアウトレットモール開業について答弁いたします。

(1) ですが、先日林政男議員に答弁したとおり、酒々井プレミアムアウトレット開業後、市内の商業動態につきましては、各商店等の方々と頻繁に対話しております。八街商工会議所や八街駅南口商店街振興組合、または、八街市優良特産落花生業者会の方々にお話を伺ったところでは、全体として、本市の影響は少ないものと考えております。

なお、市内の商店が、酒々井プレミアムアウトレット内の飲食店へ商品を納めていると伺っております。また、酒々井プレミアムアウトレット開業に伴い新たに雇用された人数は、1千人を超えていると聞いており、その中でも八街市在住の方が多く採用され、雇用の拡大につながっているものと捉えております。

次に（２）ですが、本年４月１０日に、酒々井インターチェンジが開通し、その後、４月１９日に酒々井プレミアムアウトレットが開業いたしました。開業に伴う交通渋滞等に備えるため、印旛土木事務所が中心となり、高速道路の管理を行うネクスコ東日本をはじめとする関係機関、八街市を含む周辺４市町及び開発主体２者による「酒々井地区周辺道路交通対策チーム」を組織し、交通渋滞時の対応や、近隣住民に迷惑をかけないための方策について協議を行い、体制を整えた上で開業を迎えました。

オープン当初の予想来場車数は、運営会社の試算では、１日当たりの駐車台数をトップピーク時に、約１万７千５００台を見込んでおりましたが、実際は４月２１日の日曜日に、１万９千４００台を記録し、予想以上の来場車数であったと聞いております。

運営会社による交通状況の調査・分析によりますと、国道２９６号の墨入口交差点からの流出入車が最も多く、交差点入口から、国道５１号上本佐倉交差点付近の約１．３キロメートルで渋滞が発生し、国道２９６号では印旛合同庁舎付近まで渋滞が発生したことがわかっております。

なお、酒々井インターチェンジからは、約１万２千台の出入車がありましたが、特に渋滞は発生しておりません。住野交差点付近では、国道４０９号から酒々井方面は順調に流れておりました。これに対し、国道を南方向へ右折する車による渋滞が発生しておりましたが、この原因がアウトレットモール開業によるものかどうかの分析はなされておられません。また、住民等から各自治体に渋滞等の通報等があった場合、各自治体から酒々井プレミアムアウトレット内の交通・警備管理室へ通報し、必要に応じて、交通・警備管理室が千葉県警等と連携をとり、迅速な対応をすることになっておりましたが、幸いに八街市内では目立った渋滞もなく、市民からの通報もございませんでした。

今後、アウトレットモールによる交通渋滞や迷惑行為があれば、その都度、酒々井町と連携をとり、市民生活に支障がないよう努めてまいります。

教育長（川島澄男君）

質問事項１、砂ぼこりについて答弁いたします。

（６）ですが、本市の「ドクターヘリ臨時離着陸場」につきましては、平成１３年度に離着陸場の指定に関する協議を行い、同年度から「ドクターヘリ運航マニュアル」に沿って市内２０カ所の臨時離着陸場を使用している状況であります。この運送業務を行う際には、所轄消防隊１隊がドクターヘリを支援協力しており、着陸現場の安全を確保するとともに砂ぼこり等に対しても、ドクターヘリ着陸前に水槽付ポンプ車から放水作業を行い対応を図っております。

現在、２０カ所の臨時離着陸場のうち学校グラウンドが離着陸場として指定されているの

は、小・中学校で10校となっております。また、10校のうち芝生グラウンドになっている学校は、交進小学校と二州小学校沖分校の2校であります。学校グラウンドを芝生化して砂ぼこり対策とするためには、広い範囲を芝生化しなければならないと予想されることから、厳しい財政状況や芝生管理上の観点から、現在は、ポンプ車の放水作業を十分に行ってもらうことで対応してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3、八街ロードレースについて答弁いたします。

(1) ですが、ロードレース大会は、毎年2月に、市民の皆様の耐寒トレーニングの一環として、走る楽しさ・喜びを知るとともに、相互のふれあいを深め、あわせて健康増進と体力の向上を目的に開催しており、今年度で36回目となりました。

本大会は、10キロメートル、3キロメートル、2キロメートルの3部門を設けております。過去10年間の参加人数を各部門ごとに申し上げますと、10キロメートルの部は、平成15年度42人、平成16年度以降各年度、20人、18人、52人、27人、57人、56人、54人、66人で、平成24年度は89人となっております。

続いて、3キロメートルの部は、平成15年度224人、平成16年度以降各年度、204人、173人、160人、120人、161人、181人、123人、118人で、平成24年度は94人となっております。

次に、2キロメートルの部は、平成15年度92人、平成16年度以降各年度、110人、76人、60人、63人、52人、91人、85人、104人で、平成24年度は96人となっております。

なお、10キロメートルの部の一般参加につきましては、市のホームページ以外のサイトを利用して周知を図っており、また、3キロメートルの部に35歳以上男子、2キロメートルの部に小学校高学年の参加枠を増設するなど、改善に取り組んでまいりました。今後、さらに学校や関係団体等と協議並びに連携を図りながら、皆さんが参加がしやすいようなロードレース大会にしてまいりたいと考えております。

古場正春君

答弁ありがとうございました。

砂ぼこり対策でございますが、八街の場合は、聞くところによりますと、昭和24年頃は農家人口が約1万人相当いらっしゃったと聞いております。その当時は、全域が畑で、農家もぽつりぽつりはあって、それであとの1万人の方は商店街とかそういう関係する仕事をやっておられたということをお聞きしておりますが。それが、昭和50年、62年になりますと、ここの街は線引き、区画整理をやっていけませんので、畑の中にも10棟、20棟と家が建ってきたわけですよ。どこが畑でどこが住宅とわからなくなる場所もあるわけですね。それで、平成17年を境に人口もずっと減っております。その間、風が吹くたびに畑の土が舞い住宅に入り込んでいた。そこで、平成15年に、これは何とかしなきゃいかんということで、砂ぼこり対策を取り上げて質問させていただきました。

そうしたら、環境保全型土づくり対策事業として、燕麦・ライ麦・小麦を農家の皆様に配

布しようと。それで、砂ぼこりの起こるようなところにまいていただくということで、その頃は、当時は150ヘクタールの配布だったんですけれど、去年はもう330ヘクタールと、倍以上の方がご協力していただいているわけですよ。

それでまた、風の通り道です。そこにも砂がたまりますので、吹き溜まりに。その吹き溜まりのところにも暴風予防植木、木を植えていただけないかということでお願いしていました。そうしたらヒノキとかスギという答弁がありましたけれども、このヒノキとかスギは防風林にならないだろうということでマサキです。マサキはすごい成長もよく、防風対策にすごく役立っております。

そういうことで、先ほど市長が、よその地区も風が吹くとほこりがしているというニュースがあったんだというような話でございましたけれど、八街はその砂ぼこりに対しての対策をしっかりとっているんですよ。それで、それだけのライ麦・燕麦・小麦等を配布しているんです。このエン麦等を平成24年に配布しましたけれど、金額はわかりますでしょうか。お願いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

申し訳ございません。後ほどきちっと調べてお答えさせていただきます。

○古場正春君

この3月13日の砂ぼこりの吹き溜まりの撤去、84カ所となっております。それから撤去費用はリース代が25万円、職員の人数が100人近く出動したとなっておりますけれど、これはすごい金額ですよ。職員の100人近くの出動だったら150万円ぐらいかかるんじゃないでしょうか。そうすると、リース代あわせて25万円、こういうことのないように、吹き溜まりがないように、農家の方には今本当にお願いしているのか。よろしくお願ひしたいと思います。

経済環境部長（中村治幸君）

大変申し訳ございません。先ほどの件ですが、種子の配布につきましては、平成24年度が280万円かかっております。

それから、この配布につきましては、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、本年度につきましては、農地基本台帳に出ています市内に農地を保有されている方全て、2千680名の方にはがきでお願いをしております。それと同時に、農家組合連合会、これを通じまして希望をとりまして、本年度の現在希望をとっておるところで、これにつきましては、内容によりましては予算の方が不足してまいるということで、この辺についても早急に対応を考えておるところでございます。

○古場正春君

本当にこれを、砂ぼこり対策にお金をかけているわけですよ。それでもまだまだこれだけの砂ぼこりがすると。それから砂ぼこりの吹き溜まりができるわけですよ。その吹き溜まりに植木等を植えていただくか、お願いしていますか。ちょっとお願いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、樹木の方の希望もとりまして、配布の方を行っております。

それと、この八街の砂ぼこり、これは八街市に限ったことではございませんが、これは先般の子ども議会でも同様のご質問をお子さんの方からいただきました。それで、八街の場合に、この緑肥等を現在できるだけ配布をし、作付の方をお願いしているわけですが、やはり八街の特産品でありますニンジン、この作付に大きな影響というか、ほこりの一因もあると、これは避けられない問題であると。と申しますのは、ニンジンにつきましては、11月頃から翌年の3月頃までの収穫が可能です。これは農家さんによって時期が若干違いますが、ニンジン収穫後の畑については、どうしても空き畑になる。次の作付を行うまでの間、一番春先、風の吹く時期に農地、畑があいてしまうと。これは八街の基幹産業である農業、特に、ニンジン現在栽培している中では、こういう問題はどうしても避けられないというような要因が大きいかと、というふうに考えております。

○古場正春君

ニンジンには年に2回ぐらい掘るわけですね。それで、掘り返したところにそのまま空き畑にしておくと。そうすると風が吹いて砂が飛ぶと。その砂ぼこりの通り道が風の通り道に、先ほども言ったように、道路に砂が飛ばないようにできないかということをお願いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

苗木の配布も行っております。

古場正春君

その苗木の配布は大体何軒ぐらいに行っていますか。

○経済環境部長（中村治幸君）

この苗木につきましては、やはり希望、ご本人の管理等もございまして、それから苗木の回覧をしまして希望をとるわけですが、やはり現在のところ、緑肥等の面積等から比べれば、この苗木については非常に少ないと。それから、これにつきましては、笹引小学校の例えば入口とか、そういうようなところでの公共の、お子さんが通るようなところに、市として所有者の方をお願いして、独自に植えていただいているというようなことも、実態では行っております。

古場正春君

これですね、砂ぼこり対策としては、前の市長の答弁では、予算がなくても、組み替えても予算は作るというような話をされておりました。それで、あるところに聞きますと、このマサキ、苗木を注文したら、半分しかもらえなかった。それはなぜか、予算がないからというようなお話でございましたけれど、前の市長のときは予算は幾らでも付けるというお話だったんですけど、いかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

この苗木の配布につきましては、県の予算を使わせていただいております。県の事業を活用させていただいております。ですから、ただいま言われたように、もし半分しかいかないということに関しましては、多分、いつのお話かはちょっとわかりませんが、県の予算が

終了した時期ではなかったかというふうに考えております。

古場正春君

こういう新聞記事が載っていたんですね。「ウフフ」と、「砂嵐」と。それが吹きすさぶ土嵐と。今年の春も市民を悩ませたJR総武本線榎戸新田第一踏切近くは、真井原地区に属するが、泉台区にある八街北小学校の通学道路と、狭い市道に畑の土が通学道路を覆い、通学の児童・生徒はもちろん通勤や買い物の市民にも大変迷惑をかけ、雨が降ると泥沼になると。年中砂嵐があるわけではないが、空き畑に麦をまいた時期もあったが、八街では定着しないというようなことでございましたけれど、やはり300万円の金額のライ麦を農家の皆さんに配布しておられるのですから、もうちょっと緊張して、やはり畑の中に家があるのですから、市民の皆様には迷惑をかけないような心遣いがあったらと思います。ただ、空き畑をそのままにしておくんじゃなくて、砂ぼこりが飛ばないように心がけていただきたいと思ひまして。

それから、ドクターヘリの離発着についてお伺いしますけれど、これは隣の街の富里ですけど、ロードレースがあるスタート地点では、中学校にはすごい芝を敷いてあるわけです。それから中央公園、水生植物園の芝はすばらしい手入れをしてあるんです。先ほど教育長から、学校の校庭に芝生を植えると管理が大変だという話が出ましたよね。何でもこれは大変なんですよ。このことにはいかがでございましょうか。芝生化できないでしょうか。

○教育委員会教育次長（長谷川淳一君）

先ほど教育長から答弁いたしましたとおり、今10校のグラウンドがドクターヘリの発着所となっております。そのうち2校につきまして、交進小学校と二洲小学校沖分校につきましてはグラウンドが芝生化されておりますけれども、その他8校、それを芝生化ということでございますけれども、現実問題、財政的にも考えますと、大変難しいというふうに考えておりますし、また、管理上大変ということをおっしゃいましたけれど、それらを含めまして管理面でも、維持管理はやはり相当経費もかかります。手間もかかります。そういうことを含めまして、今現時点では考えておりません。

古場正春君

いや、何事も管理するのは大変です。よそこにもあるんです。管理してあるんですよ。それで、前に交進小学校の芝生はでこぼこだという話をお聞きしましたけれど、そのでこぼこの芝はちゃんとなったんでしょうかね、平らに。

○教育委員会教育次長（長谷川淳一君）

PTAの方に修理をしていただいたというふうに聞いて、知っています。

古場正春君

それは、八街は砂ぼこりがするから芝生に砂が入ってでこぼこになるんだという、前市長からお聞きしましたけれど、前市長ですよ。やはり、砂ぼこりのない対策をとということでお願いしておるところです。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で古場正春議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前11時16分）

（再開 午前11時26分）

議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

桜田秀雄君

桜田秀雄でございます。私は、市政改革、被災地支援、通学路の安全対策、空き家対策の4点について質問いたします。

まず、質問の第1は、市政改革、議員の定数の削減についてお伺いをいたします。

以前、私は、「職員でできることは職員の手でやろうじゃないか」と提案をしたことがあります。先日、市長答弁にもありましたけれども、ガーデンタウン先の通学路の整備について、職員が自らの手で行っている姿を見て感動いたしました。また、庁舎内の清掃についても職員の手で行われるようになり、委託経費の削減に取り組まれている姿を見ると、議会も変わらなくてはいけない、このように痛感しております。

議会の議員定数、議員の報酬について、これを正解とする確たる数値はございません。私は、市政を監視し、チェックする立場として、その報酬は課長職並みあるいは完全なボランティア性として無償にすべきであると、このように認識を持っております。厳しい財政状況のもと引き上げは求めませんが、課長職の平均給与より高いものであれば引き下げるべきであるとの認識を持っております。

そこでお伺いいたしますが、課長職職員の平均年齢及び平均給与は幾らかお伺いをいたします。

平成25年度予算は、財政難から一律10パーセント削減を目標として編成され、資源回収奨励金の削減では、主権者たる市民とあつれきを生じてしまいました。一方、上水道の新規布設の凍結や、集会所等への建設・改修への補助金等の縮小など、行政の運営に影響を与えつつあります。市の財政状況、事務事業数、議員活動を支える交通通信網、インターネットなどの飛躍的な発展を考えれば、議員の数は15、6人が妥当で、私が先に行いました市民アンケートで寄せられた市民等の声にも符合いたします。

ある退職された職員が、今日の財政状況に陥った要因は私たち職員にも責任があると、自責の言葉を述べられておりましたけれども、監視役の議会の議員にもその責任を免れることはできません。富里市長は6月議会に、市長報酬20パーセント削減を提案すると報じられています。八街市長は不十分ではありますけれども10パーセントの削減をされておりますが、さらなる削減を行い、市財政を預かる総責任者として議員定数を適正化し、市民サービ

スの維持・改善に努めるべきであると考えます。公僕としてみなで痛みを分け合い、財政の健全化と市民サービスの維持向上を最優先に考え、議員定数を大胆に削減する考えはないか、お伺いをするものであります。

次に、質問事項2、被災地の支援、職員の派遣についてお伺いいたします。

一昨日の新聞報道に、『東日本大震災から3年目、復興を支える「助っ人」職員、大槌町に全国から110人』という記事が掲載され、沖縄から派遣された職員が期間延長を志願しているという内容の記事が掲載をされております。

私も、震災直後の3月と5月に支援に行きました。しかし、これを理由に議会内で理不尽ないじめに遭遇、心が折れ、足が重くなってしまいました。

政府は、2011年度から5年間で19兆円としていた東日本大震災の復興予算枠を6兆円増額、25兆円とする方針を決めました。しかし、予算はあれども復興は進まず、その大きな要因は、被災地市町村の職員不足にあるとされております。市長は、平成24年12月議会で、塩釜市との友好都市の締結について前向きな答弁をされております。塩釜市に職員を派遣し、復興の支援を通じて信頼関係を築き、友好都市の締結に結び付ける考えがないか、お伺いをするものであります。

次に、質問事項3、通学路の安全対策について伺います。

実住小学校前の忠魂碑公園は、児童の通学路にあたり、バス通学児童の待機所でもあります。ブロック塀の早急な改修が必要と考えるが、いかがかお伺いをいたします。

最後に、質問事項4、さきの3月議会に、八街として初めて議員による政策条例の提案をいたしました。空き家対策についてお伺いいたします。

八街市内には、火災で焼け落ちた家屋が点在をしております。空き家条例の制定は取り組むべき緊急な政策課題と私は考えております。長い間、火災で焼け落ちた家屋が放置され、風が吹くたびに崩れていく家屋の隣で、不安な日々を送っている住民の心に思いを寄せれば、何としてもこの解決の糸口となる空き家条例の制定が必要でございます。各地で、空き家条例の制定が進んでいますけれども、「空き家条例」に対する市長の見解をお伺いをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○市長（北村新司君）

個人質問9、桜田秀雄議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1、市政改革について答弁いたします。

(1) ①ですが、現在、課長職の職員は、51歳から59歳までの29名で、平均年齢は55.6歳でございます。また、基本給の平均としましては、44万7千334円でございます。

次に、②ですが、議員定数の削減などの議会改革につきましては、市議会におきまして、議論を重ねていただきたいと考えております。

質問事項2、被災地支援について答弁いたします。

(1) ①ですが、本市では、これまでに4名の職員を、千葉県内及び岩手県の被災地へ派

遣しており、また、2名の職員がボランティア休暇を活用し、宮城県、茨城県の被災地において支援活動を行っております。このほかに、八街市社会福祉協議会が主となり、ボランティア登録をされている多くの市民の方々が、災害発生時から現在まで支援活動を行っており、市民の中には、有志の皆さんで野菜を送る活動をされている方々もおります。また、昨年6月8日、9日には、八街中学校生徒30名が、塩釜市を訪問し支援活動を行い、9月26日、27日には、千葉黎明高等学校2年生が、修学旅行の行き先を岩手県、宮城県に変え、被災地を訪問し、震災学習を行っております。さらに、今年6月21日、22日には、八街北中学校吹奏楽部が石巻市内の仮設住宅を訪問し、住民の皆様にも心こもった演奏を行い、被災した皆様に少しでも勇気と元気を取り戻してもらうような支援活動を予定しております。

ご質問の本市職員を中長期的に被災地へ派遣することにつきましては、行財政改革や定員管理の適正化等による職員の削減を進めてきた中で、派遣職員を確保することは、大変なかなか難しい面があると思われまます。また、塩釜市に対しまして、ボランティア団体や子どもたちなど市民レベルで支援を行っている事実はございますが、現在のところ都市間の友好都市締結の話はございません。友好都市締結につきましては、双方の市民レベルでの機運が高まり、また、行政をまき巻き込んだ形で地域間交流が進展していった中で、検討すべきと考えております。

次に、質問事項3、通学路問題について答弁いたします。

(1) ①ですが、忠魂碑及び慰霊碑が建立されている実住小学校前の土地は、昭和24年に、当時の土地所有者が、相続に伴い国に物納した土地で、現在は財務省関東財務局千葉財務事務所が所有・管理している土地でございます。また、通学路側に設置されているブロック塀は、昭和40年に当時の町在住の方が寄贈されたものでございます。千葉財務事務所に寄附を受けたという記録はないということでございます。敷地内に、開墾時には10間幅の道路建設の構想があったことを伺わせるケヤキが残っていることから、歴史的意味合いが濃い場所でもあります。樹木の剪定や除草、清掃などの日常的な管理については、八街市遺族会の方や付近の住民の方が行っているところであり、公共的な土地利用がされているところでございます。

現状では、土地の使用について、所有者である千葉財務事務所と使用者との関係を示す文書は何もないことから、今後は、本市と千葉財務事務所との間で使用貸借関係を構築できるよう、千葉財務事務所と協議してまいりたいと考えております。

次に、質問事項4、空き家対策について答弁いたします。

(1) ①ですが、3月議会における議員発議として、桜田秀雄議員から提出されました八街市空き家等の適正な管理に関する条例につきましては、今までにない規定まで踏み込んだ条例であると思われまます。しかしながら、条文を精査いたしましたところ、幾つかの検討課題がございました。

初めに、空き家対策における、基本的な考え方といたしまして、空き家は個人または法人の資産であるため、所有者等が自己の責任において自主的に管理することが原則であり、著

しく公益に反すると認められた場合に限り、行政として対応することとなると考えております。このことから、第3条におきまして、市の責務が規定されておりますが、所有者等の適正管理が原則であることから、市が施策を策定し、実施するものではないと考えております。

また、本条例におきましては、建築基準法の規定により、市長が命令、緊急の命令、代執行を行うこととしておりますが、建築基準法におきまして、その権限を有するのは特定行政庁であり、本市の場合は千葉県知事だけであります。よって、建築基準法の規定をもって、市長が行う行為とすることはできません。

いずれにいたしましても、管理不十分な空き家には、放火をはじめ不審者の侵入など防犯上の問題や、建築物の老朽化により、災害時の倒壊の恐れなどさまざまな問題が発生する要因となっておりますので、本市におきましても、先進地の事例を踏まえ、市民が安全で安心して暮らせる制度づくりを、調査研究してまいりたいと考えております。

桜田秀雄君

それでは、自席の方から再質問をさせていただきます。

最初に、議員定数の削減でございますけれども、議員定数については、平成18年の12月議会において、6回の検討委員会を重ねて、現在の22名と議決をされております。議員定数については条例で定めることになっており、これが正解という定数はございません。議会でも議会検討委員会を設置し、定数の削減について問題提起をされています。議会改革については、議会が主体となって行うこととなりますけれども、検討課題も多くて大変でございます。議員定数の削減は、双方から発議あるいは提案することが可能と、地方自治法で定められています。

幸い、私たちの代表である議長も議員定数の削減を選挙公約にされています。市は、今議会に職員の給料削減に関する条例を提出する、このように聞き及んでおりますけれども、職員にだけ痛みを押しつけるのではなくて、議会にも勇気を持って声をかけて、みんなで痛みを分かち合う、こういうことを説くのも指導者の役割ではないでしょうか。再度、市長の決意をお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁したところでございますけれども、議員定数など削減の議会改革につきましては、議会におきまして十分議論を重ねていただきたいと、そういうふうに考えています。

○桜田秀雄君

名古屋市では、河村市長が率先して議会に呼びかけ定数削減、あるいは大阪の橋下市長もそのような行動をとられることが過去にございます。議員定数を3割削減したとしても、非能率的な今の議会運営や議会改革が進めば、十分に市民の信託には応えられるものだと、私はこのように思っています。

ところで、ある議員交流会に参加をしたことがあります。この中で、ある地方議員の中から、「職員が議員に質問を依頼したり、答弁の原稿作りを手伝っている」、こういう発言がありました。私は大変驚いたんですね。「それでは議員というものは執行部のあやつり人形

ではないか。二元代表制という市長も選挙で選ばれ、議員も選挙で選ばれる。こうした二元代表制の意味を崩してしまうのではないかと申し上げましたら、「意外にこうした議会が多いんですよ」、こういうお話でございました。「八街はそんなばかなことはやっていない」と、このように申し上げたところでございますけれども、もしこのようなことが行われてきたら、自作自演であり八百長議会で、市民の信頼を失うこととなると、私は思います。

そこでお伺いしますが、職員が議員に質問をお願いしたり、討論資料の作成に関わることは絶対にあってはならない、このように思っておりますけれども、本市の状況はいかがか、お伺いをいたします。

○議長（中田眞司君）

わかりました。続けてください。

○桜田秀雄君

いや、本市の状況を質問しています。

○総務部長（浅羽芳明君）

それでは、一般論ということでお答え申し上げますけれども、議員活動を行うということで、議員さんの方から資料の提出など、こういったことが求められた場合には、状況に応じてこれに応えるというようなことはあるということで承知をしております。

○桜田秀雄君

そのような一定程度の基本的なことについてはあってもいいのかなと思いますけれども、やはり、お互いに切磋琢磨して議会を活性化する。そういう意味では、自らが賛成討論なり反対討論なりを作ると、これが基本中の基本でございますから、これからはそのように私も含めて考えていきたいと、このように考えております。

次に、被災地の支援についてお伺いをいたします。

今、市長の方からは、なかなか職員の定数の関係、こうした関係を含めて難しいんだというお話がありました。職員の皆さんに声をかければ、必ずや手を挙げる職員もおろうかと思えます。再度ご検討をすることをお願いしたい。これは要望でございますけれども、要望をしておきたいとこのように考えます。

次に、通学路の安全対策、この件についてお伺いをいたします。

忠魂碑公園、これは市街地の真ん中にある公園でございますけれども、ここは子どもたちの通学路になっております。また、東吉田地区の子どもたちのいわゆるバス通学児童の待機所にもなっているわけでございます。知る人ぞ知るでございますけれども、そのブロック塀はほとんど倒壊をしております。触れば倒れる、そういう状況にあります。これは通学路の脇ですから、ぜひとも、手続的に所有者がわからないとかいろいろな経緯はありますが、ぜひ、市の方が率先をして、この問題について整理をしていただきたい。このことをお願いしておきます。

次に、4点目の空き家対策についてお伺いをいたします。

まず、1点目でございますけれども、議員が議案提案として政策条例を作る場合、職員の

協力、これは可能かどうか、この点についてお願いをいたします。

先般の3月議会で、議員提案として空き家等の適正な管理に関する条例を八街市議会として初めて提案をさせていただきました。大変活発なご意見をいただいたわけでございますけれども、議員提案に対する審議について、私の認識と若干かけ離れた感じがいたしました。手続や制度の問題、これについては委員会に付託をされる前に、本会議で議論した方がいいのではないか、このように思いまして、取り下げさせていただきました。

市民の皆さんが、議員及び議会に望んでいることは、言うまでもなく、市民の声を行政に反映させること。2つ目に、議会の情報を公開をすること。3点目に、行政の監視と市民のニーズによった政策条例、政策提言の実行であります。その最たるものが議員提案である。このように私は考えています。

議員による政策提言は、これまでは一般質問などで、こんな条例をつくったらどうですか、こういう形で執行部に問いかける。このような流れで行われてまいりました。それは自ら作るのには難しいのではないかと、あるいは面倒くさい、こうした心理が働くからではないでしょうか。実は、議員や議会が政策を作る場合、手続はいろいろある。自らが学び、研究し、研鑽し、体得をする、これが基本であります。ですから、手続等について一般質問でやりとりするのは、実に恥ずかしいことで、私もそう思っているんですけども、6月議会、9月議会で、この問題について執行部の見解をただしながら、改めて12月議会に再度提案をしたい、このように考えています。

以前、会津若松市議会を視察いたしまして、議会関係者と意見交換をさせていただきました。担当者が、「議員が住民のニーズによった政策を立案するためには、どうしても政策スタッフの充実が必要です。しかし、事務局職員も市長の人事権の中にあります。数年後には別の職場に異動することになるので、市長の意に反する議員提案の作成作業に手をかすことは、勇気がいるんです」と。「まして、専門的な知識を持つ市長部局の職員が関わることは大変に難しい」、このように言うておりました。「二元代表制制度を有効に機能させ、議員が政策条例をどんどんと出していける、このようにしていかないといけない。そのため、今、会津若松市議会では、職員を議会が採用する、こういう方向というものを探っているんだ」、このように申していました。夢、また先の夢ではございますけれども、私の思いを同じくする人が、同郷である会津若松にいたということに、大変に感動しております。

今回、議員提案ということで、事務局職員には大変ご尽力をいただきました。しかし、たとえ議会事務局職員といえども市長の人事権の中にあります。作成作業に直接関わることは市長の意に反することであり、二の足を踏まざるを得ないと、私は考えています。職員の立場を考えれば、条例文の校正など協力は限定的にお願いせざるを得ませんでした。

そこでお伺いいたします。市長がこの空き家条例について、心の中では前向きであることは十分に承知をしております。しかし、結果的に議員が出したわけですから、これは市長の意に反する、こうなります。市長の意に反する条例の成案づくりに職員がお手伝いすることは可能であるかどうか。この辺についてお考えを求めるものです。

総務部長（浅羽芳明君）

それは法律の解釈まで踏み込んだ話にもなりますので、私、私見が入るといこともご理解いただきたいと思います。その上で答弁させていただきますけれども、私どもの地方公共団体の職員につきましては、市長の補助機関として行っているものでございます。上司の命令を受けて市長の担任する地方公共団体の事務、これに従事するというところでございますので、先ほども答弁を差し上げましたけれども、議会活動を行う中で、議員さんの方から求めがあれば、これは資料等の提出等することは可能であるとは思いますが、直接議員さんの活動に関わる、補助するということはできないというように解釈しております。

○桜田秀雄君

2010年でしたか、名古屋の河村たかし市長、この八街市役所の前で大演説を行いました。この河村市長、公開審査の実施に関する条例、これについて議会に再審査するよう申し入れを行いました。議会が春に議員提案に対する条例を可決したとしても、市長が執行するのに問題性がある、こういった場合には、地方自治法第176条によって、その箇所を指摘いたしまして、議会に再度審議を求めることができる、こういう制度が用意をされています。要するに、議員提案による条例の制定も、こうした手続を経ることによって、執行可能な条例に変わるんだとこういうことでございます。私たちは、必要以上に市長の立場を心配する必要はない。これが議員提案で条例を作る場合、この仕組みをきちっと抑えないと、議員提案ということはなかなか進まない、このように私は考えています。

議員のサポートをする議会事務局の職員、条例の定数上は7名でございますけれども、現在八街市議会事務局は5名しか配置をされておりません。法制職員が限られている中で条例を作ることは、理念条例を作る場合には可能性があるかもしれませんが、この空き家条例のように、市民の権利・義務に深く踏み込む条例を作る場合には、大変に私は難しいものがある、このように思います。逆に、その難しさを探ることは、議員提案条例の実現を図るために、その探りを入れる条件にもなるのだらうと、このようにも考えております。

そこで、条例と規則の関係についてお伺いいたします。

条例は、言うまでもなく、自治体の責務を処理するにあたり、大枠の決まりを定めて、住民に権利を制限したり、義務を発したりするものでございます。これは憲法第94条、法律の範囲内で条例を制定することができる、このように記載されておりますし、また、地方自治法第14条でも同様に規定されています。法規案でございますから、最終的には強制力を持って住民を規律する必要があります。国家権力を兼ねて刑罰を科すことも許されております。

一方、規則は、市長や行政委員会等が制定する単独法規でございます。住民に義務を課し、または権利を制限する場合においては、規則ではできません。条例でしなくてはなりません。規則は議会の議決は必要なく、市長が単独で制定することができるものです。市長が議員提案にある条例に、地方自治法第176条の再議の申立を行わず受け入れた場合、条例の実施に必要な細かな手続的な施行規則、この施行規則については市長が定めるのが原則でありま

す。提案をする議員、提案者にその規則を作ることは、私は、求めていない、このような認識を持っております。

ここで伺いをいたしますが、議員提案による条例の実施に必要な施行規則は市長が定める、このように条例の中に盛り込んだ場合、これは私は妥当と思いますけれども、執行部はどのような見解をお持ちでしょうか。

総務部長（浅羽芳明君）

これも法令の解釈ですので、私見が混じるということでご了解いただきたいと思うのですが、条例の実施に関する諸手続等、これを規則委任するということは一般的でございますので、たとえその条例が議員提案であっても、市長が定めるということについては、差し支えないというように思います。

しかしながら、条例と施行規則、これは密接に関係しておる。一体として考えるべきものでありますので、私どもとしては、条例を提案するのであれば、その規則を含めて規則がどのようなになるのか、そういったことも含めて提案をしていただくというのが適當ではないかと。条例をつくって規則だけを市長に任せてしまうというのは適當ではないというように考えております。

桜田秀雄君

冒頭にも申し上げましたけれども、例えば市長がゴーサインを出す、これはいい条例だ、そうした場合には、当然職員もそれに応援することができます。しかし、今回の場合には、市長が多分、これは推測でございますけれども、空き家条例は近々作らなければいけない、そういうお考えがあらうかと思えます。しかし、今、担当する部局、災害対策に関して今見直し作業を行っておりまして手いっぱいなのかなと、そういうこともございますから、それが終わった段階で検討しようかなと、多分そのような胸の内ではないか、そのような質問をしているわけでございますけれども。

施行規則は、これはちゃんと定められているんですよ。条例の目的に沿って施行者が制定をする。施行規則ですから、もし仮に、条例が議会の中で議決をされたら、これは基本的に執行部は尊重しなくてはなりません。ですよね、部長、その辺はどうですか。

総務部長（浅羽芳明君）

議決をされれば、それは議長の方から送付をいただいて、市長が交付をして執行するというところでございますので、当然尊重すべきものだというふうに思います。

桜田秀雄君

前の議会の中で、四木210号線の請願が上がってまいりました。議会で採択をされました。私は、その時点で、財政に議員も責任を持つ必要があると、そういうことで、幾らお金がかかるのかわからないそうしたものに私は賛成できないと。賛成ではなくて判断ができないと、そういうことで、私一人退場いたしました。結果的には、要するに2億3千万円のお金がかかると。そして、それを5年計画で実施しますと、こういう形で市当局は受け入れました。

条例制定の場合は、例えば第176条の再議権の問題を言いました。私はこの中にそうしたもろもろのものが入るんだらうと、財政の問題、お金の問題も入るし、あと執行上の問題も入るんだらうし、そういうことを条例の目的に沿って執行部が作る。これは当然のことじゃないですか。これについて議員も責任を持ちなさいと、こういう議論は今まではどこにもありませんよ。ただ、事前に市当局と議会側が協議会をつくってこういう条例をつくっていきましょう、こういう状況の場合には当然あり得ます。今回はそれと違うんです。そういう場合についてお尋ねをしているわけです。

議長（中田眞司君）

桜田議員、質問は。

○桜田秀雄君

だから、先ほども言ったように、施行規則の作成というものは、私は提案者には求めている。これは市長が作るべきだ。そう私は考えるが、どうかと、こういう質問です。

○総務部長（浅羽芳明君）

規則を定めるのは市長ということで、その理解はよろしいかと思いますが、先ほど申し上げたとおり、条例を提案する場合には、規則、密接に関連してきますので、どういった形でその条例を動かしていこうとするのかというようところがわからないといけませんので、そこは一体として提案ということではありませんけれども、一体として考え方の中に含んで提案をしていただきたいということで、申し上げたところでございます。

○桜田秀雄君

執行部が条例を作るときには、市長のゴーサイン、市長の意思、これがあれば、皆さん優秀な職員の方がおられます。長い間積み重ねてきたノウハウがございまして。それによって、成案を作ることは可能であろうと、私は思います。同時に、並行して規則の制定もできるわけです。

先ほどから言っていますように、市長の意に反する条例の提案の場合はどうなのか。そういうことで、いや結果的にはそうでしょう。市長が、いや、桜田議員、わかりました、じゃあそれは執行部で作らしましょう、そう言うのならまた話は別ですけども、まだ着地点は見えていないんですね。見えていないから6月議会、9月議会でも当局と議論をして、もし12月も出てこないのであれば、また、私の方から再度提案をする、こういうことですから、要点は、首長の意に反する、これは結果的にそうですよ。そうでしょう。その場合の見解を求めているんです。

○総務部長（浅羽芳明君）

市長の意思に反するというのが、ちょっと私もよく理解ができていないところかもしれませんが、その言葉だけをとってしまっただけで、市長の意思に反する条例案の成案作りに市の職員が協力するということはできません。

○桜田秀雄君

今の部長答弁にありましたように、こういうケースにおいては職員の協力は難しいと、こ

ういうこととございますので、その辺は把握をしながら審議をしていかなければいけないと、このように思います。

あと、条例の中に警察との関係が指摘をされました。さっき述べたように、憲法第94条、地方自治法第14条、この法律の範囲内でこの条例を作ろう、こういう提案をしているわけですから、私は、これは検察庁が把握をすることであって、地方の警察がタッチする問題ではない。これは後の審議会等の中にそうしたメンバーを入れて執行になさってほしい、このように考えますけれども、時間ですから、質問を終わります。

○議長（中田眞司君）

以上で桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで昼食のためしばらく休憩いたします。

午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前12時08分)

(再開 午後 1時09分)

議長（中田眞司君）

再開します。

一般質問に入る前に報告します。

林修三議員より一般質問参考資料の配付依頼があり、許可したもので配付しておきました。以上で報告を終わります。

次に、誠和会、山口孝弘議員の個人質問を許します。

山口孝弘君

誠和会の山口孝弘でございます。通告に基づきまして質問させていただきます。

初めに、質問事項1、道路問題について質問いたします。

他市町村から見た八街市のイメージを申し上げますと、とにかく野菜がおいしい。広大な畑と、日本一の落花生をはじめニンジン、スイカ、里芋、サツマイモなど、おいしい野菜が何でもとれる自然豊かな場所だと、話を聞きます。また、千葉県の中でも高台に位置し、強固な地盤のため地震や災害に強い地域であるとよく言われます。しかしながら、交通渋滞と道路がよくない、危険箇所が多いという言葉、印象が強いようで、そういう悪いイメージはなかなか払拭することができておりません。

先日も、酒々井プレミアムアウトレットがオープンし、多くの方が八街の道路を利用されました。八街バイパスなど、少しずつ改善されているところではありますが、マイナスのイメージでもある交通渋滞や危険箇所の解消は、八街市としても大きな課題であると感じております。

そこで、要旨(1)八街の中心に位置し常に渋滞しているイメージが強い、国道409号八街十字路渋滞解消についてお伺いいたします。

(2)かねてより、危険箇所であり、子どもたちも通学のため多く利用し、交通事故も多い四木大仙ファミリーマート地先(市道210号線、116号線、114号線)の交差点改

良と信号機設置について伺いいたします。

次に、質問事項2、3世代が寄り添う暮らし・交流の推進について質問をいたします。

戦後、長寿社会、男女平等など喜ぶべき社会変化が定着する一方で、独居老人の孤独死や、福祉予算の増大、子育て環境の課題などの問題点も生じてきております。個々のライフスタイルの多様化は尊重されるべきであることは言うまでもありませんが、行き過ぎた個人主義は家族や地域の絆を希薄にしていまいしました。

しかしながら、東日本大震災の経験を通じて、家族の絆、地域の絆の大切さが改めて再認識をされております。ちなみに「福祉」という言葉は現行憲法において初めて登場した日本語であります。つまり、戦前より前は「福祉」という言葉はなく、家庭が担っていたわけでございます。私は、福祉の本質は家族のあり方、つながりや結び付きが基本である、そのように考えており、家族の絆を取り戻すため、高齢者とその子孫、3世代同居または近居を進めるべきだとの思いを強くしております。

例えば、おじいちゃん、おばあちゃんと子どもが同居したり近くに住むことは、子どもの情緒面の成長にもプラスになるばかりか、児童虐待や育児放棄の防止にもつながります。また、3世代同居率の高い秋田県や福井県は、全国的に見ても学力が高いという結果も出ております。さらに、高齢者の要介護認定率が低下するとのデータもあり、年々膨らむ福祉予算の低減にも大いに貢献するものだと考えます。

そこでお伺いいたします。(1) 3世代同居、または寄り添う暮らしの推進で地域と家庭の力の回復をできないか、伺いいたします。

(2) 3世代が同居できる、近居できる住宅に対し、市独自の補助あるいは減税制度を設け、増大する民生費抑制に有効な3世代同居の推進ができないか、伺いいたします。

次に、質問事項3、地域の活力を活かした取り組みについて質問いたします。

お気付きの方もいらっしゃると思いますが、人材は街の「財産」という考えのもと、あえて人材の材を財産の財とさせていただきました。人財登録バンクとは、まちづくり・福祉・政治・教育・環境・防災防犯・健康作りなど、さまざまな知識や技術、技能、豊かな体験や経験をお持ちの方、生涯学習ボランティアとして活動している方、また、活動してみようと考えている方々に、市民講師や生涯学習ボランティアとして登録していただき、ホームページ上に公表し、登録された方の中から適切な人材を紹介するシステムでございます。多くの市町村で実施され、実績もあります。八街市といたしましても、実施できるものと考えます。

そこで、要旨(1)八街市として、福祉・教育・環境・防災防犯などあらゆる分野の活力を活かした人財登録バンクの創設ができないか、伺いいたします。

次に、質問事項4、食育と家族の絆づくりについて質問させていただきます。

「食育」という言葉は最近できた言葉のように感じますが、日本では、今をさかのぼること百年以上前、明治30年代の書物から食育という言葉を見ることができます。また、18世紀のフランスの思想家ルソーは、「自分たちの食卓に並ぶものが、どれくらいの人を通じ

て並んでいるのかを理解することが、民主的な主権者を育てるための基礎的な教育課程である」と述べております。このように随分古い時代から、食の持つ教育効果は指摘されてきたわけでございます。

今回提案させていただく「弁当の日」とは、2001年に、香川県綾南町（現在の綾川町）滝宮小学校で実践した試みでございます。全国的にも有名な取り組みでございますので、教育関係者の方は既にご存じかもしれませんが、食育の一環として、現在全国100を超える小・中学校へ広がっております。

「弁当の日」と聞くと、給食のかわりに親がつくった弁当を食べる日なのかと思われがちですが、そうではなく、「弁当を作るのは子ども、保護者は一切手伝わない」というルールがあります。子どもが自分で弁当を作る。これがどう食育になり、どういう教育効果があるのかピンとこないかもしれませんが、しかし、実際に行われた「弁当の日」では、素晴らしい効果が実証されております。

献立作りから食材購入に至る段階で、子どもたちはさまざまな学習をします。どの食材にどんな栄養があるのか。どのような献立にすれば栄養のバランスがとれるのか。また、見た目に美しい弁当になるのか。それらの食材はどこからきたものなのか。どこで幾らで売られているものなのか。自分で作り自分で食べるからこそ一生懸命に考えます。日頃当たり前のように調理済みで出てくる食事が、実は多くの人々のおかげで成り立っていることに気がきます。また、実際の調理や盛り付けを体験することで、調理する楽しみや苦勞を知ることになります。

子どもたちからとったアンケートでは、「毎日食事の準備をしてくれている家族の苦勞がわかり、感謝しなければいけないと思った」という感想が圧倒的に多かったとのことです。

「好き嫌いを言えなくなった」「不満を言わずに食べたい」「ありがとうを言うようにする」「これからは進んで手伝いたい」など、言葉は違えど食事をつくってくれた方への感謝の言葉が相次ぎました。これらの子どもたちの反応を見れば、体験というものがいかに大切なのかがわかります。このように、自分の力で弁当を作るという体験により、日々いただいている食事をありがたく思う気持ち、栄養のバランスや食の安全に対する意識、自分で食事を作れるという生活力や独立心など、さまざまな生きる力が育まれます。

そこで、（1）全国で急速に広がりつつある「弁当の日」を八街市でも実施できないか、お伺いいたします。

以上で登壇しての質問を終了いたします。明快なる答弁をお願いいたします。

市長（北村新司君）

個人質問10、誠和会、山口孝弘議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1、道路問題について答弁いたします。

（1）ですが、県では、八街十字路の渋滞解消対策として、八街バイパスの整備を進めており、八街バイパス全線供用開始後の交通状況を見た上で、八街十字路の右折レーン設置を伴う交差点改良については、検討課題としていくとのことでございます。

また、交差点改良には、用地の取得や建物等の移転などに多額の費用を要することや、関係地権者との交渉が難航し、事業の凍結を余儀なくされるケースもあることから、実現可能な状況にある箇所を優先的に整備する方針であると聞いており、現状では、八街十字路の交差点改良は難しいものと考えております。

したがって、まずは、八街十字路の渋滞解消につながる八街バイパスの早期開通に力を注いでいるところでございますので、ご理解をお願いいたします。

次に（２）ですが、ご指摘の箇所は、優先道路の市道１１４号線と１１６号線がカーブし、そこに２１０号線が接続する変則的な交差点であるため、交差点改良の必要性は十分認識しているところでございます。平成２２年度に国庫補助事業として交差点改良に着手したところ、関係地権者の協力が得られず事業の凍結を余儀なくされた経緯がございます。

しかしながら、交差点における安心・安全な通行や歩行者等の安全を確保するためには、当該箇所の信号機設置を伴う交差点改良は必要と考えておりますので、今後は規模の縮小も視野に入れ、実現可能な形態を模索しながら、関係地権者との交渉を継続するなど、交差点改良の準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項２、３世代が寄り添う暮らし・交流の推進について答弁いたします。

（１）（２）につきましては、関連しておりますので一括して答弁いたします。

平成２２年国勢調査の結果を見ますと、八街市の総世帯数は２万５千８３８世帯であり、そのうち３世代世帯が、２千５６６世帯で９．９パーセント。夫婦のみの世帯やひとり親世帯を含む核家族世帯が、１万６千８９３世帯で６５．４パーセントであります。また、千葉県の総世帯数は、２５１万５千９０４世帯であり、そのうち３世代世帯が、１４万９千７６世帯で５．９パーセント。夫婦のみの世帯やひとり親世帯を含む核家族世帯が、１４９万５千５４０世帯で５９．４パーセントであります。全国の総世帯数は、５千１９５万５０４世帯であり、そのうち３世代世帯が、３６５万７千７１１世帯で７．０パーセント。夫婦のみの世帯やひとり親世帯を含む核家族世帯が、２千９２０万６千８９９世帯で５６．２パーセントであります。

このように、本市の３世代同居率は、国や県と比較して高い状況にあり、一方、核家族世帯率につきましても高い結果となっております。本市においては、３世代における交流の機会につきましては、家族、家庭に限らずさまざまな行事を実施しております。実の祖父母でなくとも、地域の中で高齢世代と触れ合い交流することは、子どもたちにとって貴重な体験となり、思いやりの心や年齢を超えた絆を深めることができます。また、相手を思いやる心が育ち、日々の生活に大変よい影響を及ぼすものと考えられます。

本市で実践されている地域での３世代交流の例としましては、八街南中学校区で実施されている「親子３代スポーツ交流会」、交進小学校区で実施されている「親子３代球技大会」、八街東小学校区で実施されている「親子３代ふれあいまつり」などがございます。このような機会を活かし、３世代がふれ合うことで、地域全体の３世代が寄り添って暮らす１つの大きな家族であるという意識になることを望んでいます。このほかにも、各小学校区において、

地域のおじいちゃん、おばあちゃんの年代の方々による児童の登下校時の見守り活動を行っていただいております。そして、ボランティアの方々に対するお父さん、お母さん方からの感謝の気持ちが子どもたちに伝えられることで、世代を超えた心の教育につながり、子どもたちの心の成長や、ひいては学力向上等につながるものと確信しております。

子育て支援の観点からは、気軽に相談する人のいない核家族における児童虐待や育児放棄などにつながるような育児への不安を解消するため、新生児訪問や乳幼児健診などの機会を活用して、子どもが幼い頃から気軽に相談できる体制を整えることにも努めています。さらに、実住保育園、風の村保育園八街及び八街かいたく保育園に子育て支援センターを併設し、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供しています。

また、教育委員会では、家庭における教育力向上のため、家庭教育学級を市立幼稚園、小・中学校に各1学級、合計15学級を開設し、家庭教育に関する学習や保護者同士の情報交換を行う機会を提供しております。

また、そのほかにも、家庭教育の大切さを理解していただくためのリーフレットやチラシの配布、家庭教育講演会を実施し、教育の原点である家庭教育を再認識していただくよう努めております。

次に、3世代同居による民生費抑制の効果につきましては、把握しておりませんが、介護状態にならないことを目的とした「介護予防運動教室」を月2回開催したり、介護認定を受けていない方を対象に実施している「基本チェックリスト」の回答に基づいて、低栄養の改善教室や口腔機能の向上教室を開催し、介護予防に努めています。

なお、3世代住宅等への減税制度につきましては、税の公平性の観点から慎重にならざるを得ないものであり、現在のところは考えておりません。

近年、全国的に核家族化が進み、あわせて人と人との絆の希薄化についてさまざまな場面で取り上げられています。3世代が同居するあるいは近所に住むという環境は、確かに望ましいことであると思われませんが、住居の状況、勤務の状況などそれぞれの家庭の事情もあり、一律に捉えられないものであります。しかし、高齢化が進む中、世代を超えた交流の必要性は大変重要なことと認識しておりますので、引き続き、さまざまな施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3、地域の活力を活かした取り組みについて答弁いたします。

(1) ですが、他団体の事例を見ますと、生涯学習の観点から、さまざまな分野の講師紹介などのために登録制度を設けているところがあるようですが、市内の人材や活動団体の登録につきましては、現在、各担当ごとに把握しているのが現状であり、一括しての登録・管理は行っておりません。例えば、地域のボランティア団体の場合、登録・管理は八街市社会福祉協議会で行っております。また、社会教育課において、家庭教育学級の講師として、個人または団体を把握し、関係者に周知することで活用を図っておりますが、一般の方には公表しておりません。

人財登録バンクとのことでございますが、知識経験や技能のある方の活躍の場を作ること、また、必要とする情報を得られることは、これからの社会に必要なことと考えます。個人情報という面に十分配慮する必要はありますが、まず各課等の持つ人材などの情報をできるだけ公開・提供することについて、今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

教育長（川島澄男君）

質問事項4、食育と家族の絆づくりについて答弁いたします。

(1) ですが、2001年に香川県で始まった「弁当の日」は、献立作り、買い出し、調理、弁当詰め、片付けまで、全て子ども自身が行うことで、感謝の心を育てるとともに、自己肯定感を育むものと聞いております。各地で取り組みが広がりつつある「弁当の日」は、各家庭の大きな理解と協力があってこそ効果が得られるものと認識しています。

本市で「弁当の日」を実施するには、まず、対象児童の保護者全てに「弁当の日」の趣旨を理解いただき、家庭の協力体制を整えることが必要と考えます。今後は、児童の家庭環境を踏まえた上で、本市にあった「弁当の日」を検討してまいります。

山口孝弘君

答弁ありがとうございました。

自席にて再質問をさせていただきます。

まず初めに、道路問題、八街十字路の渋滞問題についてでございますが、長年の案件でございます。一筋縄ではいかないのは重々承知しているところでございますが、実現可能な状況にある箇所を優先的にという県や市当局の姿勢も理解できます。しかしながら、できないではなくて、できないと言われていることを今後できるようにしていく、そういう実現に向けてどう行動していくのかというのが重要なことであると思っております。その問題解消に向けては、どのような働きかけを今後されていくのか、お伺いいたします。

建設部長（糸久博之君）

先ほど市長の方から答弁されましたけれども、県では、現在進めております東西のバイパスがまず最優先と考えております。この供用開始によりまして、八街十字路の混雑の状況も大分変わってくるのではないかと考えております。その供用開始後の状況を見て、県では、ご指摘の交差点については検討をしていくということでございます。このバイパスの供用によりまして交通が大分変わってきますと、その交差点に対する設計も影響延長とか大分変わってきますので、まずは、バイパスの供用開始が先と、その後に検討していくという方針でございます。

○山口孝弘君

やはり、八街十字路というのは、八街市の中心でございます。その中心部分の渋滞というのは、一番目につく渋滞の箇所でございます。八街バイパスができることにより、交通の流れが変わるわけでございますから、多少なりとも緩和されるというのは、十分認識しております。しかしながら、目に見えて変わっていくというのが一番八街市民の皆さんにとっては重要なことであり、バイパスができることによって全てが渋滞緩和されるわけではござい

ません。なので、ぜひとも八街十字路をしっかりと注視していただきまして、要望であったりとかさまざまな行動を起こしていただきたいなと。もちろん先ほど地権者の方という話もありましたけれども、その地権者の方とも十分に話をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、四木大仙ファミリーマート地先について質問させていただきますが、二度ほど用地買収できなかったということでございました。先ほどの市長答弁では、規模の縮小を視野に入れて実現可能な形態へということでございました。具体的にはどのような形になっていくのか、お伺いいたします。

○建設部長（糸久博之君）

これまでの設計につきましては、116号線に右折レーンを設けるような設計で、警察の方と協議し、地権者の方とあたってきたわけですが、理解が得られず、現在凍結に至っているわけでございます。

市といたしましても、そういった状況でも交差点の改良は必要性を認識しておりますので、その右折レーンを取りやめてでも、幅を狭めて縮小してでも、交差点改良をしたいということで、そういうような設計をして警察の方と協議してまいりたいと考えております。

山口孝弘君

なかなか警察の方も、右折レーンがないと信号許可が下りないとか、いろいろあるようでもございますけれども、やはり実現可能な形態というところが重要なことであり、何か行動していくというところが重要なことでございます。

その右折レーンがない形状という形でございますが、今現在もう線引きをしておられますよね。もう設計図もある状態ではありますが、線を引き直すというか、そういうことという認識でよろしいのでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

はい、設計をし直すということでございます。

山口孝弘君

線を引き直すということでありましたら、いつ頃ということは、答えられますでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

前回より補助金を利用して進めてきたんですが、できなかったと、凍結に至っておりますので、通常ですと5年ほどできないということでございますので、今考えておりますのは、26、7年ぐらいから設計等を行っていきたいと考えております。

○山口孝弘君

この箇所につきましては、本当に地元の皆さんも子どもたちも待ち望んでおります。26、7年という答弁をいただきましたので、しっかりと進めていただきまして、いい道路環境、安心・安全な道路環境にしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、3世代が寄り添う暮らしについて、再質問をさせていただきます。

この件につきましては多岐にわたりますので、皆様におかれましてはご了承を願えればと

思います。

過去の厚生労働白書に、3世代同居比率の低い地域ほど出生率が低いという相関関係が見られるという分析が出ております。八街市は農業地域ということもありまして、3世代同居率は比較的高い地域でございますが、3世代同居率の低下が出生率にも影響してくるというふうに言われております。核家族では、祖父母の協力も得られにくい、家庭内の子育て力が衰退していくということもさまざまな面が考えられ、厚生労働白書にもそういう分析が載っております。3世代同居が少子化対策に私はつながるというふうに考えておりますが、このことについてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

市民部長（加藤多久美君）

今、議員が述べられたとおり、少子化対策の一環として捉えてもいいのかなというような気が、私はしておりますけれども、今までこの観点から具体的に当市で考えたことは実際はないんですけれども、ご存じのとおり、国の方でもいろいろ少子化対策についていろんな議論をして、厚生労働白書にもいろいろと出ております。その中でも、やはりこの3世代同居というのが、1つの施策の展開としては有効ではないかということが書かれておりますので、これについては、本市で具体的に議論したことがございませんので、少子化対策となり得るということでお答えをさせていただきたいと思っております。

山口孝弘君

私は、その少子化対策になり得る、なると私は思います。本市は、人口も少しずつ減少しております。そういった意味でも人口減をどう止めるか、住みたいと思えるかということも関連して、3世代同居というのはやはり考えていかなければいけない問題であると思っております。

この3世代同居に私こだわりたい理由は、何ととっても、子どもへの教育的側面を考えてのことでございます。教育改革を学校にのみ望んでも、そこには限界がございます。家庭の子育て環境を飛躍的に向上させ、家庭と学校の相乗効果を実現させたいという思いでございます。つまり、子どもの成長に大きな影響を与える家族構成というものを、3世代同居、また、近居に誘導して、八街市として全国的なモデル地区といいますか、そういうような考えものもとで質問させていただいております。

3世代同居のメリットの1つは、母親の孤独による子育ての不安が少なく、祖父母からの援助が得られるとともに、よき伝統や風習がきちんと伝えられる。また、祖父母の最期をみとるとのことの子どもへの教育的効果もあると思っております。また、高齢者の生きがいのためにも、とても3世代同居・近居というのはよいことだと思います。このことについてはどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○教育委員会教育次長（長谷川淳一君）

教育的効果という面でお答えさせていただきますと、3世代同居することによって、子どもに目が行き届くという面も、一般的ですけれどもあると思っておりますし、また、家庭学習の面でもいい効果が得られるのではないかなという、そういった感じは個人的にはしております。

山口孝弘君

教育的にも、近くに親がいるというのは、本当に子どもにとって大変喜ばしいことであり、「ただいま」と言ったら「お帰り」と言ってくれる環境というのは、素晴らしいことだと思います。

私、もう一つ申し上げたいことがありまして、この3世代同居が財政的な負担を減らすことができるのではないかというふうに考えております。例えば、この3世代同居、また、近居することによって、保育園に子どもを預けなくても大丈夫だよと。預けたとしても、延長保育は利用しなくてもいいというふうに考えます。

また、介護保険要介護認定等の、先ほども登壇して言いましたが、3世代同居の方が介護認定になる率は低くなってございます。30年ほど前でございますが、北米諸国の方が、高齢者福祉の模範として、日本の3世代同居を見学に来られたそうでございます。介護保険は使わず頑張っている3世代同居世帯、そういう世帯を例にしたいと、参考にさせたいという思いで来られたそうです。

さらに、生活保護世帯の多くが少人数世帯というような形ではないかなというふうに考えております。さまざまな機能を持った大家族が減少した現代、核家族が増加したことで、子育てや介護も社会全体で支えていかなければならないそのような状況でございますが、それらの問題に対して、市としても真剣に考えていかなければならないと思っておりますが、そのことについてはどう思い、考えているのでしょうか、お伺いいたします。

市民部長（加藤多久美君）

議員おっしゃるとおり、私、福祉部門の担当部長でございますので、その辺の視点から考えさせていただきますと、この3世代同居については、いろいろな行政サービスの面でも大きな利点があるのではないかということは、私も考えているところでございます。

特に、今ご指摘あった、例えば保育所の不足の点の解消とか放課後児童や、高齢者から見れば孤独死の防止にも役立つのではないかと。それから、認知症防止とか、介護サービス、医療費、防犯等の地域活動の継承などの点について、多くの課題が解決される可能性は大いに含まれていることだと考えておりますが、ただ単に、私どもとして、それがイコール民生費というか社会保障の経費の削減に直接的につながることを検証するのなかなか難しいというのが、私の判断でございまして、例えば一例を申し上げますと、生活保護につきましても、その生活保護の要件に、別にワン世帯でなければだめ、それ以外じゃないとだめとか、そういう要件もございません。例えば3世代でなったとしても、一人の方が、例えばそこに行ったとしても、別々の生活をしていれば生活保護は受けられるわけでございます。単純に3世帯が同一にしたとしても、生活保護の受給が引き続き受給になるわけではございません。生活保護の要件として。それも含まれますと、なかなか検証をすることは難しいのですが、いわゆる一般的には民生費、いわゆる社会保障関係については、削減の可能性はかなりあるのではないかと。ただ、それを検証するというのがなかなか、八街市としても難しいのではないかと、そのように考えているところでございます。

山口孝弘君

部長がおっしゃるとおりに、さまざまな相乗効果というのは期待されるものであると考えております。

その3世代が同居等を進めるにあたり、本市がもし進めるという方に、考えになるとしたら、どうやったら進めるんだというような考えもございます。その点で先ほど質問をしましたが、住宅減税等々、市長答弁では、公平性の観点から、今のところ考えておりませんということでございましたが、これからの八街市を考えた上でも、将来的には、この点も含めて議論をする必要もあると、私は考えております。ぜひとも、今すぐには言いません。3世代が同居できる、近居できる八街市という将来像を考えていくべきだと私は思っておりますが、市長は、その3世代同居という考えはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

市長（北村新司君）

高浜虚子が「手花火の その翌朝の 庭の屑」という歌をうたっています。これは、家族がみんなで寄り添って手花火を楽しんで、家族全員で和を持っているという歌をうたったものでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、3世代が同居するということは、いろんな意味で子どもへの教育的な側面、あるいはおじいちゃんやおばあちゃんを大切にすする心が芽生える、いろいろな面でいい環境ができるということは十分理解しております。

今、山口議員の提案されたことなどにつきましても、今後、議論しながら八街市としてどのようにそのことに対応できるかは、これからの検討、議論であるというふうに考えております。

山口孝弘君

ありがとうございました。

米沢藩の藩政改革に取り組みました上杉鷹山公でございますが、上杉鷹山公の言葉に触れますと、「天下のものは藩、藩のものは家なり」という言葉がございます。現代的に言うならば、「天下のものは国、国のものは家なり」ということがございます。我が市として置き換えますと、八街市のものは家でございます。家なりであると思えます。家というところをしっかりと考えた上で、3世代が寄り添う暮らしの推進に向けて検討をしていただければと思っております。よろしくお伺いいたします。

次に、人財登録バンクについて質問をさせていただきます。

各課が持つ人財などの情報、個々に各課が情報を持っているわけでございますが、それを共有するということが、これからは大事であるというふうに思っております。今その課が個々で持っている情報というのを、どう集約していくのか、どう共有するのかというところを、どのように考えていくのか、お伺いいたします。

総務部長（浅羽芳明君）

まさに今議員のおっしゃられましたように、情報の共有であるとか、外に向けた提供の必要性、これは認識しているということで、市長答弁も差し上げておるところでございます。

まさに、我々としてもその方法、個人情報の問題もありますし、その方法等について今後

検討課題だというふうに捉えているところがございますので、現状では今後の検討課題にさせていただきますということで、理解をいただきたいと思っております。

山口孝弘君

ぜひとも、人財登録バンクのようなものが創設されて公表できるまでいって、八街住民の皆さんが自ら率先して登録したい、もしくは議員の皆さんもぜひそういうところにできたら登録していただいて、市民講師というか、学校の授業であっても政治の場所で先生としてやられているところもあるそうです。なので、ぜひともそういったところで、そういったものを創設していただいて、住民の皆さんが活躍できるそのような場ができればいいなと思っております。

次に、「弁当の日」について質問させていただきます。

八街市、さまざまな家庭環境があるということは、十分認識しているつもりでございます。八街市独自のスタイルといいますか、香川県の学校をまねする必要はないとは思いますが、八街市としてのスタイルで、形で行えないものなのかなと思っております。教育長は、この件についてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

教育長（川島澄男君）

昨日、黎明高校で3泊4日の通学合宿が終わったところなんです。川上小学校、実住小学校の19人の子どもたちが、黎明高校の合宿所で、自分たちの食事から、自分たちの生活は自分たちで、敬愛の短大生の手助けを借りながら生活を終えたと。昨日、閉校式に出てきたわけなんですけど、子どもたちは本当に、その3泊4日でもたくましくなった顔つきで感想を述べておりました。

まさに、ここで言っている、議員さんのおっしゃる「弁当の日」というのは、買い出しから始まって、終わって、洗ってというような、そして、生まれるものは感謝の気持ちとか自己肯定感とか、そういうものが生まれていく。それは通学合宿でも生まれたんだというふうに理解しております。

この「弁当の日」を、そういう意味から八街で捉えていくならば、やっぱりやってもいいんじゃないかなというような気がいたします。しかし、家庭、保護者には十分理解をいただいた上で、十分その趣旨を理解していただきながら、それを実施していけないものかなというふうに、今考えております。

八街市独自ということも今お話がありましたけれども、3・11のとき、給食がないときに、おにぎりでもいいから持ってこようということを、声かけをいたしました。そんな八街独自の「弁当の日」、第一歩はおにぎりの日からでもいいんじゃないのかなと、そんなような、私の考えでおります。

また、十分教育委員会として時間をかけて検討して、委員の皆様方のご意見をいただきながら進めてまいりたいと、そんなふうに思いました。

山口孝弘君

教育長、ありがとうございました。

やはり、今言った「おにぎりの日」というのは、すごくいいアイデアだなというふうに思っております。今後、食の持っている人間味といいますか、さまざまな方がつながってこの食事というものはできている、作られている、そういったことを考えることによって、生きる力を付けていくということは、とても大事なことであります。ぜひとも、これからも推奨していただけますよう、お願いいたします。

以上で私の質問、終了いたします。ありがとうございました。

議長（中田眞司君）

以上で誠和会、山口孝弘議員の個人質問を終了します。

会議中ですが、ここで10分間の休憩を行います。

(休憩 午後 2時00分)

(再開 午後 2時10分)

議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、誠和会、林修三議員の個人質問を許します。

林 修三君

それでは、誠和会の林修三でございます。本6月議会の一般質問での登壇の機会をいただき、本当にありがとうございます。2日目最後の登壇となりました。多少プレッシャーがかかりますが、よろしく願いいたします。

さて、私たち市議会議員は、1期4年の任期中で活動させていただいておりますことは、皆さんご存じのとおりでございます。平成23年8月に当選させていただいてから、今議会が折り返しの6月議会となります。より以上に緊迫感・緊張感を持って質問させていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

さて、政権交代後の国会は、新年度予算も決議されて動いており、いよいよその具現化に入っておりますけれども、なかなか促成というわけにはいかず、やはり地方分権、地方自治のしっかりとした政策が求められております。八街市としましても、これまでを見詰め、これからの計画をしっかりと立てて、実践していかなければなりません。そのような立場から、地域に直結する市民のための市政について、幾つか質問させていただきますので、市執行部並びに議員各位にはよろしくご指導のほどお願いいたします。

まず質問の第1は、活力あふれるまちづくり、(1)八街農産物の啓発促進について、(2)ふるさと納税について。質問の第2は、健康で過ごせるまちづくり、(1)健康安全都市宣言の具体的な取り組みと計画について。質問の第3は、心の豊かさを感じるまちづくり、(1)子どもたちのための給食促進について、(2)給食費納入状況についてでございます。

まず、質問の第1の活力あふれるまちづくり、八街特産物の啓発促進についてですが、落花生をはじめ八街には全国に誇ってもよい農産物がたくさんあります。ニンジン・里芋・シ

ョウガ、もちろんスイカ等、全国に有数なものがございます。しかしながら、その宝物的農産物の売り込みや全国へのPRが、いま少しなのではないかという思いがいたしております。

昨年暮れに、郵便局と連携した落花生の地方発送が大変好評だったと聞いております。また、本年、東京都庁において八街特産物のキャンペーンを行ったかに聞いております。そのご努力には感謝と敬意を表します。

さて、そこでお尋ねするものでございます。①八街特産物のPR活動促進状況について、観光大使の設置と八街啓発促進活動の考えについて伺います。

次に、昨日も川上議員より質問がありましたけれども、ふるさと納税、八街の活性化の一方策として始められたふるさと納税について、ここでお尋ねをあえて、させていただきます。その状況と今後の促進について、お伺いいたします。

次に、質問の第2の健康で過ごせる街づくり、(1)健康安全都市宣言の具体的な取り組みと計画についてですが、少子高齢化社会を迎え、この健康問題はこれからの大きな課題であります。子どものときから幾つになっても健康で過ごしたいというのは、国民の皆さんの願いであります。幸にして、八街市は平成16年に健康安全都市宣言をされ、10年がたとうとしています。先進的な取り組みを早くからされたのかなという思いを強く持っております。

そこでお尋ねいたします。①平成24年度健康促進のための活動状況について、平成25年度健康促進のための計画とその経過について、③健康促進のための食の指導員活動と食生活改善への考えについてを、お伺いいたします。

次に、質問の第3は心の豊かさを感じる街づくり、(1)子どもたちのための給食促進についてですが、昨今、子どもたちの食物嗜好の偏りやアレルギー、成人病の低年齢化、メタボ体質等、所々の課題が取り上げられており、給食に関わる方たちのご苦勞、ご努力に感謝申し上げながら、次のことにつきましてお尋ねいたします。

地産地消による給食づくりの平成25年度計画について、子どもたちの給食献立への関与や栄養士活動の実際についてをお伺いいたします。そして、最後に、平成24年度給食費納入状況と滞納の実際についてお伺いするものであります。

以上をもちまして私の第1回目の質問を終わります。よろしくどうぞご答弁のほどをお願いいたします。

市長（北村新司君）

個人質問11、誠和会、林修三議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1、活力あふれる街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、本市の特産物のPR活動といたしましては、今年度、既に4月7日、茨城県那珂市でのイベント参加を皮切りに、同月21日には圏央道開通イベントや、神奈川県横浜市での千葉県観光PRイベントに参加し、PR活動を行っております。さらに、本市では初めてになりますが、ゴールデンウィークを挟んだ5月1日から7日まで、7日間連続で東京都庁内の観光PRコーナーをお借りして、落花生や落花生加工商品及び新鮮野菜などの

PR販売を行い、7日間で延べ約1千800人の方々に購入していただき、会場に足を運んでいただいた方々を含めると約1万人の国内及び国外の方々に、八街特産物のPRができたものと確信しており、5月2日には、私も副市長及び担当部長とともに、八街特産物のトップセールスとしてのPR活動を行って来たところでございます。

なお、9月28日、29日に、2013B-1グランプリ関東大会が勝浦市で開催されますが、猿田勝浦市長のご尽力により、八街市の特産物をPRできる場を確保していただけることとなりました。この大会には県内はもとより県外の方々を含め、来場者が10数万人を見込んでいるとのことであり、「千葉県八街産」の知名度が大幅に上がるものと期待しております。

このほか、関東圏外での活動といたしまして、昨年12月8日、9日に岐阜県において、西日本では初めてのPR活動を行ってまいりましたが、本年11月9日、10日に、宮城県仙台市のイベントが決定し、今回も初の東北地方でのPR活動になりますので、「千葉県八街産」の知名度アップに積極的に取り組んでまいります。

また、JAいんばでは、5月28日、東京スカイツリーのソラマチひろばにおいて、全国のスイカ産地の生産者などが集まり、「スイカツリー」を設置したほか、消費を呼びかけるイベントに参加しております。

さらに、八街市優良特産落花生業者会におかれましては、郵便局と連携し、地域限定版チラシカタログ商品販売を、今年の1月21日から3月29日まで実施し、2種類の落花生詰め合わせを5千469個販売し、たくさんの方々に八街産落花生のおいしさを知っていただいたものと考えております。この事業には、市といたしまして、チラシの印刷に係る経費を支援したところであり、今年度におかれましても、八街市優良特産落花生業者会はこの事業の継続を行うこととしているようですので、市といたしましても引き続き支援してまいりたいと考えております。

今後も、昨年度に参加したイベントに参加するのとあわせて、今まで以上に情報収集を行い、多くの方々に日本一おいしい八街産落花生など八街特産物のPR活動に努めてまいりたいと考えております。

次に ですが、八街特産物の啓発活動につきまして、市内、県内はもとより県外におきましてもさまざまな場所と捉え、本市のイメージキャラクター「ピーちゃん・ナツちゃん」を活用し、特産物の積極的なPR活動を行っております。

ご指摘の観光大使につきましては、近年、市町村に関係する有名人や著名人などに対して、観光振興の広報活動などを任命する自治体が増える傾向にございます。本市では、現在のところ有名人、著名人に観光大使を任命する考えはございませんが、昨年も市外、県外でのPR活動に参加しています本市のイメージキャラクター「ピーちゃん・ナツちゃん」が、観光大使としての活動も含めまして、検討してまいりたいと考えております。

次に(2)①ですが、個人質問3、川上雄次議員に答弁したとおり、平成20年4月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律により、「ふるさと納税」制度が始まり、本

市では、「落花生の郷やちまた応援寄附金によるまちづくり基金」を設置し、8つのメニューの中から、寄附者が指定したメニューの事業に寄附金を活用させていただいております。

「やちまた応援寄附金」への寄附金の状況は、平成25年5月末現在、37件で合計514万2千530円の寄附をいただいたところであります。

その内、「健康と思いやりにあふれるまちづくり」のメニューを指定した寄附金、230万円を、平成23年度に「児童医療費助成事業」に活用させていただいております。

なお、寄附という性質から、今まで積極的に寄附を呼びかけることはしておりませんが、寄附者に対し、お礼の品として市の特産品である落花生を送付すれば、特産品のPRにつながり、お礼の品の効果で寄附が増えれば、歳入確保にもなることから、本年2月以降で、1万円以上の寄附に対し、落花生の詰め合わせをお礼の品として送付することを始めました。また、八街駅南口商店街振興組合「ぼっち」の協力を得て、お礼の品を送付した方が「ぼっち」で購入を希望された場合は、初回の送料を無料とする特典を付けております。なお、自治体によっては、地元企業の協力により、お礼の品を送っているところもありますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、ふるさと納税の周知方法といたしましては、市ホームページへの掲載、インターネットを活用した「ふるさと納税専門サイト」への掲載、市民課で転出者に配布している「八街市から転出される方へ」の裏面に、ふるさと納税応援寄附金のパンフレットを印刷し配布しております。そのほか、商工課での市外における落花生のPR活動時に、応援寄附金のパンフレットを配布するなど寄附の呼びかけを行った結果、市外・県外からの寄附者が少しずつ増えており、インターネットサイトへ掲載した2月以降の応援寄附金は、8件、20万円でありました。

なお、総務省では、この制度が始まった当初は、「ふるさと納税」として周知をしておりましたが、実際には納税ではなく、寄附金であることから、近年では、各自治体も「ふるさと寄附金」として周知しているところが多くなっております。また、今までは、市外在住の方、転出される方に対し、積極的な呼びかけをしておりましたが、今後は市内外の多くの方々に八街市を応援していただけるように、寄附という性質を踏まえた上で、いろいろな手法を研究してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2、健康で過ごせる街づくりについて答弁いたします。

(1) ①②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

本市では、市民一人ひとりがいつまでも健康で生き生き安全に暮らせる地域社会を実現するため「健康安全都市」とすることを宣言し、目標の1つに「健康は自ら守りましょう」を掲げ、市民の方の健康増進を図るため、がん検診等の各種事業を実施しております。平成24年度の各検診の実施状況につきましては、胃がん検診の受診者は3千158人で、受診率15.0パーセント、結核健康診断及び肺がん検診の受診者は5千629人で、受診率は26.8パーセント、前立腺がん検診の受診者は2千790人で、受診率は38.6パーセント、大腸がん検診の受診者は6千10人で、受診率は28.6パーセント、乳がん検診の受

診者は5千850人で、受診率は39.3パーセント、子宮頸がん検診の受診者は3千73人で、受診率18.8パーセントとなっております。また、国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査及び75歳以上の後期高齢者医療被保険者の方を対象とした健康診査を行っており、特定健康診査の受診者は4千379人で、受診率は24.4パーセント、後期高齢者の健康診査の受診者は959人で、受診率17.2パーセントとなっております。

このほか、本市では、生活習慣病の予防や健康増進に関する正しい知識の普及を目的として、健康教育や健康相談を実施しております。平成24年度は、中高年を対象に、肥満による生活習慣の改善が行えるよう支援する健康教室を、高齢者を対象に、市老人クラブ連合会、今はシニアクラブとなりましたけれども、からの依頼を受けて、高齢期の食事、口腔、転倒予防や骨粗鬆症等をテーマに健康教室を行いました。また、生活習慣病予防のための講演会も開催いたしました。さらに、市民の方が身近なところで健康相談ができるように、「街の健康相談室」を、総合保健福祉センター及び南部老人憩いの家において骨密度測定と健康相談を実施いたしました。

市で委嘱しております保健推進員の方々による活動として、運動・栄養・子育て支援と、地域の健康支援をテーマとした伝達講習会を、総合保健福祉センター及び各地区で開催しております。平成25年度につきましては、昨年度と同様に、各種がん検診、特定健康診査、健康教室、健康相談、生活習慣病予防講演会及び保健推進員による伝達講習等を計画しております。

本年度に入りましては、5月8日より、6月15日までの26日間、総合保健福祉センター及び地区会場に出向き、胃がん検診を実施しております。6月には、「街の健康相談室」として、南部老人憩いの家、スポーツプラザ及び総合保健福祉センターを会場に、骨密度測定と健康相談の実施を予定しております。さらに、保健推進員による伝達講習も、5月27日の中高年のためのリズム体操を皮切りに開始しており、今後の講習に向けて、研修を行う等準備を進めているところでございます。

次に③ですが、本市では、生涯にわたって健康で生き生きと生活できるよう、乳幼児から高齢者まで幅広い年代に向けた食に関する栄養指導を行っております。

乳幼児を対象としたものは、乳児相談や健診において、離乳食の相談や指導を行っており、また、幼児期の健全な食習慣を築くために、子どもの「食」教室を開催しております。

中高年を対象にしたものは、生活習慣病や低栄養を予防するための健康教育や個別相談を行っております。また、「街の健康相談室」でも骨密度測定とあわせて栄養相談を実施しております。

さらに、保健推進員による伝達講習では、食育として、郷土料理の伝承や、高血圧予防としての減塩指導等を、積極的に地区に出向いて行っているところでございます。

市といたしましては、今後も、健康の維持増進のために、健康管理を自ら継続して行うことができるよう、市民の皆様の健康作りを支援してまいりたいと考えております。

教育長（川島澄男君）

質問事項3、心の豊かさを感じるまちづくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、給食センターでは、地産地消に留意して、安全な食材を給食に使用しております。特に生鮮野菜については、平成24年度の産地別使用状況において、八街産が約26パーセント、県内産が約28パーセントとなっております。今後も、納入業者の協力を得ながら、特に本市の特産品であるニンジンや大根なども積極的に取り入れてまいりたいと考えております。また、この3月より、地産地消を目的に、市内の農家の方々が栽培した八街産小麦「ユメシホウ」で製造したパンを給食に取り入れており、子どもたちからも「おいしい」との評価を受けております。

次に、②ですが、給食センターには、現在4人の栄養士が在籍しております。栄養士は、児童・生徒の心身の発達のため、バランスのとれた栄養豊かな給食を提供するために、食品の組み合わせや調理方法を工夫した献立づくりに努めております。さらに、各学校へ訪問し、児童・生徒へ食に関する栄養指導や、保護者に対して食育を通して健康的な生活習慣の向上を図っております。また、今年度も「八街教育の日」月間にあわせて、児童・生徒が考案したメニューを献立に積極的に取り入れて、安全でおいしい給食の提供に努めてまいります。

次に、(2) ①ですが、平成24年度決算における給食費の収納状況を申し上げますと、調定額3億1千591万1千447円、収納額3億666万5千613円、未納額924万5千834円で、収納率は97.07パーセントでございました。

未納者への対応としては、電話や文書による督促、滞納整理、学校を通じての納付の呼びかけや、悪質な滞納者には法的措置を実施してまいりましたが、若干前年度を下回る結果となりました。このことから、学校との連携を強化しながら、さまざまな未納対策を実施することにより、さらなる収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

林 修三君

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず初めに、落花生等の啓発についてですが、市長の答弁の中に、全国、西日本でも初めて行ったという津々浦々、非常に細かに啓発促進していただいておりますが、本当にありがたいのと、これからもより一層の啓発を期待するものでございます。

さて、ゴールデンウィークのさなかに東京都庁で、答弁にありましたように、八街市の出店がありまして、大変本当にご苦労さまでした。都庁ということの出店というのは大変効果的だったのではないのかなど。私もちょっと一日行かせいただきましたが、ちょうど展望塔にお客様がエレベーターで上って、いい気分で見、帰りに必ずこの八街市の物産展のところを通るという仕組みになっていて、非常にうまい、上手な手法をとられたなと思います。そういった意味でかなり効果があったのではないかと思います。先ほどの答弁でも伺いましたけれど、実際にこの機会を通して気付かれたことはどんなことだったのか、ちょっとお伺いします。

経済環境部長（中村治幸君）

今回初めて東京都庁の観光PRコーナーをお借りいたしまして、PRに努めてまいりまし

た。先ほど議員さんがおっしゃられましたように、展望台へ上られるエレベーター、これは1階からスタートしておるんですが、この観光PRコーナーは2階にございます。これは都庁の方のご配慮によりまして、1階から上がって、帰りはこの観光PRコーナーのある2階でエレベーターを止めていただくという配慮をいただきまして、観光にお見えになった方は皆さんこのPRコーナーを見ていただけるような形をとっていただきました。

それで、今回、私どもの方として7日間やった中で気付いた点としましては、中国や韓国あるいは台湾、欧米等、かなり外国の方もお見えでございました。その中で、農産物あるいは落花生等の商品に英語や韓国語等の言葉でのPR等が若干、ポスターをつくってやったわけですが、これについて、外国語で表示したポスター等をもう少し工夫してわかりやすくしてやりたいと。

それから、あとは時期。今回は5月の連休の1日から7日までをやらせていただいたわけですが、この7日間の売り上げで130万円ほどの売り上げがございました。これは7日間でこの売り上げという非常に大きな額でございます。これを見ますと、平日の方が売り上げが多かったと。この原因は、やはり東京都庁の職員の方がかなりこの販売に、要するに購入にご協力をいただいておりますということも大きいのかなということと、それから落花生の新豆の時期を見てPRに行った方がいいのかなということで、これは都庁の職員の方とも、前回の打ち合わせの中で、これだけの効果があれば、八街市としてはもっとやらせていただきたいと。これは各市町村に希望をとってやるので年間に2回ぐらいは可能であろうというようなお話をいただきまして、先般2回目、次の申し込みの希望調査が来てございます。これで私どもの方は、今度は1月にやらせていただきたいということで、現在希望の方を出してございます。落花生の旬な時期等にやって、PRするのが落花生に関してはいいのかなというようなことを、今回感じたところでございます。

○林 修三君

ということは、都庁において、今後も継続的に年1、2回はまたやるという希望をここに出されるということで解釈してよろしいですか。

○経済環境部長（中村治幸君）

現在、PR活動につきましては、大体月2回ペースぐらいでさまざまところで行っております。都庁については、この効果を考えますと、年2回ぐらいやらせていただければやっていきたいということで、希望の方は出してございます。

○林 修三君

ぜひ、続けることが重要になりますので、都庁の都合もあるかもしれませんが、積極的にまたお願いして行ってほしいなど。

今お答えの中に、都庁の職員が結構買っていただいたと。私が見た範囲の中では、確かに落花生を中心に八街特産物であったけれど、野菜が少し少なかったのかなという思いがするんですね。都庁の職員が買ってくれるのであれば、野菜を出しても結構売れるんじゃないかなと。八街の美味しい野菜ですから。その辺はどうお考えでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、野菜、大根等も当日持っていったんですが、先ほど言いましたように、時期というような形からすると、次の1月についてはニンジン等の販売等も行いたいというふうに考えておりますので、やはり野菜についても落花生とあわせて、時期の新鮮な野菜を持っていきたいというふうな形で考えております。

○林 修三君

八街の野菜というのは本当においしいものですから、ぜひこういう機会を捉えて売り込みを展開してほしいなど。

今いろいろな話を伺った中で、落花生の売り込みは全国津々浦々に行われていただいておりますが、これで次の、落花生に続く八街のものというものでは、何を今お考えですか。

○経済環境部長（中村治幸君）

現在、落花生や落花生の加工品、それとスイカ、それからニンジン等野菜についてもPRの方を行っております。それで、PRに行きますと、八街というと、「ああ、落花生のおいしいところですよ」というふうなお言葉をいただけるので、この「落花生の街やちまた」ということで、これを皮切りに、いろいろ八街の新鮮な野菜も同時にPRしていきたいと。

それから、先ほど教育委員会の方のご答弁の中にもありましたけれども、八街産の小麦「ユメシホウ」を使ったパンの供給を始めさせていただきました。ただ、この小麦「ユメシホウ」についても、学校給食だけではなくてほかにこれを活用できないかということで、個人で経営されているパン屋さんに小麦の方を持ち込みまして、これで八街産の小麦を使ったパンに切り替えていただけないでしょうかというような形での売り込みをしまして、試作していただいたりしております。使用にあたっては前向きなよい回答をいただいておりますので、この「ユメシホウ」の粉を使ったパン屋さんの掘り起こし。

それから、これはパンに合うのであればピザの生地にも使えないかなということで、先般、試作していただきまして、これも可能であろうということで、この「ユメシホウ」を使ったさまざまなものに使えないかどうかということの研究と、これをPRしていきたいというふうに考えております。

○林 修三君

いろんなものを試みて、今の「ユメシホウ」を活用したピザ等についてもご期待しておりますので、積極的に売り込んでいただきたいと思っております。

さて、先ほど議長の許可をいただきまして、資料として、6月2日の銚子のキャベツ、イベントですね。勝浦のカツオ等の記事を、資料として配付させていただきました。

この千葉県の各市町村でも、このようにいろんなイベント等を行いながら売り込みに必死になって頑張っておるわけでございます。八街市でも、産業まつりとか夏祭りとか毎年盛大に行っているわけですが、ただ、特定の産物というか、例えば落花生を使った八街の何かとか、スイカを使った何かとか、絞ったものがなくて焦点がぼけた産業まつり・夏祭りというような感じなんですけれども、その辺のことについてはどうお考えでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

確かに、野菜の即売というような形になっておろうかと。それから、青空市関係については、商店の商品を安価で売っていただいているというような形で現在まで行われております。当時、一番初めは農産物共進会からスタートして、産業まつりへと発展してきたということで、前回の一般質問でも私の方でお答えをさせていただきましたが、今後、産業まつりを、今までは市内の市民の方を中心に、賑わいを持ってやろうということで取り組んでおたわけですが、これを市外から八街市に呼び込もうというようなことを、現在考えております。

これにつきましては、PR方法等を考えながら、できるだけ市外の方に八街市へおいでいただけるような。その場合には、やはり今の野菜の即売だけではなくて、今言われたような形での特色を持ったもの等の開発をしながらやっていかないと、長続きはしないのかなということで考えております。

それから、あと、このイベントに関しましては、今年はJAのグリーンやちまたという出荷組織ですが、ここが主催となりまして、6月29日土曜日ですが、八街で初めてスイカ祭りをやろうということで、今年初めて行うという報告をいただいております。現在、市の方としましてもこれについて支援いたしますということで、内容を現在検討しております。これで、今年このスイカ祭りを行った結果によりまして、来年6月頃にスイカ祭りを産業まつりの一環として行って、定着を図っていきたいというふうに考えております。

○林 修三君

大変うれしい答弁をいただきました。そのスイカ祭り、そういったイベントを、八街ならではのものを行って、しかも産業まつり等には市外からも人を集めるというような方向にあるということで、やっぱり目先を市内ではなくて、市外あるいはもっと関東、それから全国に向けていく、そういった活動が必要かと思えます。大変いいご答弁ありがとうございます。これからもご期待しております。

そこで、観光大使の出番になってくるわけですが、お答えの中では、観光大使というのはちょっと今のところは考えていないと、「ピーちゃん・ナッチャン」活用するんだと。それはそれで現状ではやむを得ないことかなとは思いますが、八街にも発掘すると結構人材がいっぱいあるんじゃないのかなと。漫画家でいたり、モロ師岡がいたり、あるいはいろんな方が活動されておりますし、あるいはとてもだめかもしれませんが、舘ひろしと関ジャニ∞が駅前に撮影に来ていただきました。そういった縁結びとか、働きかけは幾らでもできるかなと思うんですね。あと、森田県知事とか、この辺のところにアクションを起こして、観光大使等について、「ピーちゃん・ナッチャン」と抱き合わせでやっていくというようなことについて、再度お伺いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

観光大使というようなことで、著名人を使ってやるのが一番効果は大きいかと思えます。私どもの方では、今すぐこのような形で考えておるわけでございますが、私の方では、この八街の落花生あるいは野菜等、それから先般の「ユメシホウ」を使ったパン等のPRに関

しまし、NHKを使ってニュースで流していただいたり、スイカの査定会についても流していただくというような形で現在取り組んでおったわけですが、やはりPRするのに一番大きなものは、効果があるのは、今のマスコミ、テレビ等を使ってやるのが一番大きいであろうというようなことを考えますと、私の方で今考えておるのが、何とか民放のテレビ局で八街市の、これは野菜あるいはスイカを含めて時期をあわせた中で、30分番組か何かでやっていただけるような形での、ちょっと今取っかかりというか、その辺のところを探しております、毎年PR費という形で私の方は経費を使わせていただいておりますので、これがある程度の額を支出しても、このことをすることによって効果の方が大きいとなれば、この辺を私はどうしても実行していきたいなというふうには考えておるところでございます。

○林 修三君

やはり、マスコミを利用するというのは、大変もう早い効果の方法です。農産物あるいは落花生等売り込むときに、全国に発信するにはマスコミが早し、そしてまた、八街という名前を売るのがこの啓発に大変必要なことなんですね。ですから、そういったことを考えると、例えば何か、さっきのスイカ祭りというのがありますけれど、そういったものをやられたら、このような新聞ですね、こういったのにぜひ記事を掲載して、八街を売っていくとか、売るといのはおかしいですけど、売り込みをさせていただくということ等を、ぜひこれからも進めてほしいし、あえて1つお願いなんですけれど、産業まつりでも秋祭りでもどちらでもいいんですけど、ぜひ森田知事を一回呼んでくださいよ。今まで一回も来ていませんよ。代理ですよ。一回ぐらいは来て、「八街の落花生、おいしいよ」と彼が言えれば、それで売れますよ。ぜひひとつお願いしたいなというふうに思います。

さて、話がちょっと変わりますけれども、議会開会初日に市長より、八街市地域活性化研究会というのを立ち上げるという説明がありました。大変、私はこれ興味のあることで、今日の今の地域活性化と関連することですので、このことについての具体策についてちょっとお伺いしますのでよろしく申し上げます。

総務部長（浅羽芳明君）

この地域活性化研究会でございますけれども、基本的には若手職員による研究会ということで考えております。その若手職員によるということにつきましては、市長、かねてから若手職員の意見を聞きたいと、意向を反映させたいというようなことで、私ども指示を受けておりまして、ここへきてようやく形になったということでございます。

この研究会の趣旨ですけれども、議会でも話題になっておりますように少子高齢化であるとか人口の減少、こういった時代を迎える中で、本市でも農業の後継者不足であるとか、中心市街地の衰退、こういったことが大きな課題になっております。一方では、成田国際空港のオープンスカイ化であるとか、酒々井インターチェンジの開設、あるいは酒々井のプレミアムアウトレットのオープン、こういったことで取り巻く状況もかなり大きな動きを見せていると。

そういった中で、本市としてもこういった機会を捉えて、若手職員による研究会を立ち上

げて、より魅力ある街づくりについて検討を進める必要があるということから立ち上げたというものでございまして、あわせて、この研究会の活動を通じて、職員の企画・立案であるとか施策提案能力、この辺の向上を目指すといったことも狙いとしておるものでございます。

具体的にこのメンバーなんですが、若手職員ということでございますが、具体的には行政職の4級以下の職員ということで、年齢的に言いますと40歳前後になろうかというように思います。それで、公募による募集、それから各部の長等からの推薦による意欲のある職員ということで、10名程度の職員から構成をしたいなというふうに思っております、現在その募集をしておるところでございます。

それで、この作業、募集といいますか、人が集まってきた段階でといいますか、この6月から、任命期間としては来年の3月までを予定しておるんですが、実際のその研究期間については概ね今年中の12月ぐらいまでに、月2回ぐらいずつ会議を行って、研究の結果を市長に報告するというような形を考えております。

それで、テーマということなんですが、地域活性化ということで研究会ということなんですが、一口に地域活性化といっても非常に範囲が広いということでございますので、一応テーマを絞って研究をしたいというように考えておまして、現在、先ほど申し上げたとおり、メンバーの募集をしておるところですが、その中では特にテーマは絞っておらないんですが、募集にあたって、こんなことを研究してみたいということも、意見として提出をしていただくように考えております。そういったことも含めて、その意見も含めて、活性化につながるテーマ、これを決定して研究課題としたいというように考えています。

具体的なテーマのイメージとして私どもで考えておりますのは、今申し上げたとおり、研究員の意向を優先させたいというようには思っておりますけれども、イメージとして考えているのが議会の方でも話題になっておりますように、人口の減少問題であるとか、商店街の活性化であるとか、今も話題に上っておりますように、特産品のPRの手法であるとか、そういったところがテーマとして上がってくるのかなということで、イメージとしては持っておるところでございます。

○林 修三君

大変な期待を申し上げます。若い人たちが、自分たちの発想とかアイデアが八街の街づくりに生きるんだということであれば、それはそれこそ職員の意欲化につながるわけですから、これはぜひひとつ、これから積極的に進めていただきたいというように思います。

変な話ですけど、例えば今日は6月6日です。6月6日というのは66で6のぞろ目です。66のぞろ目、ぞろ目というのは、結局八街の落花生、ピーナツにつながるんです。そうすると、毎月の例えばぞろ目の日を八街落花生の日とか、そういったアイデアが、私はロータリ化していますからあれですけど、どんどん出ると思うんですよ。それをどんどん採用して、活力あふれる八街、若者の意見、こういったものをぜひこの研修会に期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次にふるさと納税、ふるさと基金ということで名称が変わっているようすけ

れど、37件、514万円の寄附があったということで、大変ありがたいことで、ふるさと八街を愛してやまない、そういった方々がまだまだいらっしゃるんだなと非常に感謝しているところですが、この方たちに記念品等を、何か1万円以上だったら落花生等を送るとありましたけれど、これ以外に、この方たちへのアフターケアというかその辺のことはいかがでしょうか。

総務部長（浅羽芳明君）

アフターケアということでの答弁になるかどうかはわかりませんが、ふるさと納税寄附者の方々には、寄附のときに、あらかじめ使途、8つの街づくり宣言のメニューの中から選んでいただくということで、使途を指定してもらっておりますけれども、使途を指定しないというように寄附金もございます。条例の中では、寄附者が施策の指定を行ったときには、市長が指定を行うということになっております。その市長が指定を行ったときには、当該寄附者に対してその旨を報告するというようなことになっております。条例上はこのようなことで、使途を指定された寄附金については、特に活用した際の報告は必要ないということにはなっているんですが、現状ではその指定・未指定にかかわらず、寄附金を事業に活用させていただいた際には、活用した事業内容、これを報告する文書の送付をしておりますので、このことについては今後も継続をしていきたいというように思っております。

○林 修三君

ありがとうございます。じゃあ、今行っていることにプラスして、例えばある市町村では、もちろん県外、市外に出た方々にですけれども、年に1、2回、出たところに広報やちまたみたいな広報紙を送られたりとか、あるいは2年に1回ぐらいふるさとツアー訪ねてとかいうことでのツアーを組んだりということをしているところもあります。ぜひ、八街でも、例えば産業まつりとか夏祭りとかあるわけじゃないですか。そういったものを、はがき1枚を差し上げるとか、それで八街市を活発にしていこうというように活動をされるといいのかなど、これは私の要望でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、健康に関することなんですけれども、八街市は平成16年に健康安全都市宣言をされたと先ほど申し上げました。市役所前にもあの大きな看板が立てられてございます。しかしながら、ちょっと活動や中身がいまいち市民には見えないような思ひがします。

そこで、私、副市長さんにちょっと伺いたいんですが、今後、この都市宣言をされたけれど、市民の健康作りというときにどのように取り組まれていかれるか、お考えをお伺ひいたします。

副市長（小澤誠一君）

平成16年に健康安全都市宣言、これを実施いたしまして、現在では八街の総合計画2005、この第2次基本計画の中で、市民の方の健康管理の支援だとか保健サービスの充実、そういったことで、この宣言の実現を図るということで、施策を展開しているところであります。

今後につきましては、この宣言にもありますように、生涯を健康で生き生きとした生活を

送る、これは私たちみんなの願い、これは市民の願いということになります。こうしたことを踏まえまして、市として検討をしていくということになるわけですが、具体的には、例えば今年の3月に県において「健康千葉21第2次計画」というものが作られております。その中では、社会参加とかそういう生きがい作りとか幅広い視点に立って計画をつくっております。今後は、そういった計画も参考にしながら、今後の計画、そういったことの検討をしていきたいと、そういうふうを考えております。

○林 修三君

まさしく、今、副市長さんがおっしゃられました生きがい作りがポイントなんだと、私は思っています。つまり、八街で健康管理課でいろいろと予防接種等行っていただいています。医療関係のあるいは介護関係の、そういった高齢者を取り巻くいろんな努力をされている。でも、どちらかというところは守り、守りです。健康の守り。でも、やはり高齢者だけではないですけど、八街市民が積極的に健康作りをしていくための方策、これが求められてくると思うんですよ。でないと、これから団塊の世代を含めて地域にたくさんの人が帰ってきます。実際に高齢者はこれから、20パーセントを八街は超えました。やがて30パーセントも超えるでしょう。そこへ医療だ介護だ、それからいろんな守りをしていったときに、どれだけの金がかかるか計り知れません。八街の財源は大変これは逼迫すると思うんです。そういったときに、一番先にうたっている「自分の健康は自分で守りましょう」ということ、健康を自分で守ろうという面のところを、市としてどんな計画をつくってどういう具合に運動していくんだ、どういう具合に展開するんだということを、しっかり持っていただきたいと思います。そのために宣言のところにもうたっている。あるいはいろいろな施策の中に出てきたかもしれませんが、やはり毎年見直しをしていただきたい。ということぜひお願いしたいと思います。これからの大きな課題だと思います。

今日午前中に右山議員さんもおっしゃっていましたが健康作りですよね。今日は彼の言ったことは非常に伝わってきましたよ。足を傷めて言っているわけですから。ですから、健康作りを自らがしていくための方策を、両面でももちろん必要ですけど、これからも進めたいというように思います。

次に、給食に関する事で、2点だけお伺いします。

まず、ここ5年間の給食の残菜率というのか、その辺はいかがでしょうか。推移を教えてください。

学校給食センター所長（加瀬芳之君）

それでは、残菜率でございますが、平成20年から平成24年間の5年間の平均で申し上げますと、小学校が18.2パーセント、中学校が19.2パーセントとなっております。

平成20年と平成24年を比較いたしますと、小学校が、平成20年が19パーセント、平成24年が17.2パーセント。中学校が、20.6パーセント、平成24年が16.4パーセント。食べ残しは減っている状況でございます。

○林 修三君

子どもたちの好き嫌いがある中で、この残菜率が減ってきているということは、大変好ましい傾向で、ものを大事にするんだよということも含めて、恐らく学校の先生方の指導あるいは栄養士さんが学校訪問をしての指導、保護者も含めて指導が入っているということだと思います。ぜひ、これからもそういった面で、栄養士さんの活動を含めて、学校では子どもたちの好き嫌いのない形のものを作り上げていってほしいなというように思います。

あと、給食費の滞納についてなんですけれども、若干なんだけれども、教育長さんの答弁では、昨年よりちょっとポイントを上回ったということでした。ただ、日頃から教育委員会をはじめ関係者が本当に日夜努力されておりました、このご努力には敬意を表します。ぜひ、これからも継続的にそれを続けられて、数値が下がるようにまた頑張ってくださいなというように思います。

先ほど食の指導員等についてあるいは食生活の改善については、ちょっと再質問しませんでしたけれど、先ほどの健康づくりの中に、食作りが大変関連してまいります。実は、長寿率の高いのは日本では長野県です。長野県は男女とも1位です。低いのは、残念ながら男女とも青森県です。その高い長野県では、何がどうなっているんだというときに、やはり医療とか介護とかそういう取り組みももちろん進んでいます。佐久市を中心とした医療の体制等についても進んでおりますが、それだけではなくて、高齢者や子どもたちを含めてなんですけれども、居場所作りあるいは食生活の改善、そして、生きがい作りにつながるような活動が所々展開されていると聞いております。給食センターの役割を含めて、総合的に食生活を含めた健康作りにこれからも努力していただきたいことをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で誠和会、林修三議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。

明日7日は、ベルギー王国大使の表敬訪問をお迎えするにあたり、午前9時30分までに議場にお集まりください。服装はクールビズのままで結構です。本会議は午前11時から開き、引き続き一般質問を行います。

議員の皆様申し上げます。この後、議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

長時間ご苦勞さまでした。

（延会 午後 3時09分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問